

# 2024年 人事委員会勧告対策会議

1. 2024人事院勧告・報告関係	
(1) 勧告・報告	
① 人事院勧告・報告の概要	3
② 本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み	6
【参考資料】2024人勧 期末・勤勉手当	28
③ 本年の育児休業等に関する法律についての 意見の申出のポイント	29
④ 地域手当の支給地域及び支給割合（勧告本文より抜粋）	30
⑤ 寒冷地手当支給区分（勧告本文より抜粋）	32
(2) 自治労見解	36
(3) 公務員連絡会声明	38
(4) 連合談話	40
2. 第98回定期大会 当面の闘争方針（案）抜粋	41
・2. 秋季・自治体確定闘争の推進	
・3. 職場の権利と勤務条件を確立する取り組み	
・2024確定闘争 統一要求基準（案）<自治体単組の要求モデル>	
<資料>	
総務省「全国事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議」	
資料・議事録	別冊



# 2024年人事委員会勧告対策会議

## 会議次第

1. 開会 (13:30)
2. 本部あいさつ
3. 協議・報告事項
  - (1) 人事院勧告・報告の概要について
  - (2) 当面の闘争方針（案）について
    - 2. 秋季・自治体確定闘争の推進
    - 3. 職場の権利と勤務条件を確立する取り組み
  - (3) その他
4. 質疑応答
5. 閉会 (16:30)



1. 2024人事院勧告・報告関係－(1)－①

## 令和6年 人事院勧告・報告の概要

### ■ 本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

**月例給** [ 本年4月分の民間給与を調査して官民比較 ] [令和6年4月実施]

◎ 官民較差: 11,183円(2.76%)

● 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引き上げ 給与制度のアップデートの先行実施

【総合職(大卒)】 230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】 220,000円(+12.1%[+23,800円])  
【一般職(高卒)】 188,000円(+12.8%[+21,400円])

● 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引き上げ改定

※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定  
行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

**ボーナス** [ 直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較 ] [令和6年4月実施]

◎ 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当の支給月数をともに0.05月分引き上げ

**寒冷地手当**

[ 手当額改定: 令和6年4月実施、支給地域改定: 令和7年4月実施 ]

◎ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引き上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

## 令和6年 人事院勧告・報告の概要

### ■ 給与制度のアップデート(勧告)【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準引き上げは、令和6年4月に先行実施)】

- 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

俸給	初任給・若年層の水準を大幅引き上げ 係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う待遇に抜本的に見直し
地域手当	都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和措置を措置) 異動保障を3年間に延長
通勤手当等	支給限度額を月15万円に引き上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和
扶養手当	配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額
ボーナス	成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引き上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充
その他手当	管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大 再任用職員の手当拡大(住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)

### ■ 国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出)【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充
  - 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
  - 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

## 令和6年 人事院勧告・報告の概要

### ■ 人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持つて職務を遂行できる魅力ある公務へ



#### 多様で有為な人材の確保

#### 職員の成長支援と組織パフォーマンス向上

#### Well-beingの実現 に向けた環境整備

### 給与制度のアップデート – 現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換 –

#### 【措置内容の例】

- 初任給を大幅引き上げ。管理職は職責重視の体系に刷新
- 通勤手当の上限を月15万円に引き上げ。新幹線通勤の要件緩和
- 配偶者に係る扶養手当を廃止、子に係る手当を増額
- 一般職試験にも「教養区分」を導入  
【令和7年目途】
- 総合職試験「教養区分」の年2回実施  
【令和8年目途】
- CBT(オンライン試験)の段階的導入  
【令和9年目途】
- キャリア形成支援のための取組をまとめたガイド作成
- 国内外の大学院への派遣を拡充
- キャリア形成を支援する人事管理のための府省共通システムの設計
- 育児時間の取得/パートーンの多様化、子の看護休暇の対象を小3まで拡大
- 超過勤務縮減に向け、各種アンケートを踏まえた関係各方面への協力依頼
- 勤務間のインターバル確保状況の実態把握・各省ヒアリングなど取組を推進
- 兼業制度の見直しの検討



人事行政諮問会議  
中間報告書  
踏まえた取組

- ✓ 職員の判断のよりどころとなり、国民の信頼を得るために行動規範の検討
- ✓ 勤務給の原則や能力・実績主義の徹底に必要となる施策等の検討  
(在級期間に係る制度・運用の見直しの検討、官民給与の比較を行う際の企業規模の検討など)

# 本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み

令和6年8月  
人 事 院

# 目次

○ 本年の給与勧告のポイント	○ 給与勧告の仕組み
▶ 本年の給与勧告のポイント	▶ 給与勧告制度の基本的考え方
▶ 給与制度のアップデート 基本的な考え方	1 ▶ 給与勧告制度の基本的考え方
▶ 給与制度のアップデート 措置内容 ①奉給	3 ▶ 給与勧告の対象職員
▶ 給与制度のアップデート 措置内容 ②地域手当	4 ▶ 給与勧告の手順
▶ 給与制度のアップデート 措置内容 ③その他諸手当	5 ▶ 民間給与との比較
▶ 給与制度のアップデート 措置内容 ④ボーナス	7 ▶ 民間給与との比較方法（ラスパyles比較）
▶ 【参考】給与制度のアップデート 措置内容一覧	8 ▶ 民間給与との比較方法（ラスパyles比較）
	9 ▶ 民間給与との較差
	10 ▶ 国家公務員モデル給与例
	11 ▶ 国家公務員モデル給与例
	12 ▶ 国家公務員モデル給与例
	13 ▶ 国家公務員モデル給与例
	14 ▶ 国家公務員モデル給与例
	15 ▶ 国家公務員モデル給与例
	16 ▶ 国家公務員モデル給与例
	17 ▶ 国家公務員モデル給与例
	18 ▶ 国家公務員モデル給与例

## 本年の給与勧告のポイント

# 本年の給与勧告のポイント①

## 民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

- 【月例給】官民較差：11,183円（2.76%）を用いて引き上げ改定
  - 【ボーナス】0.10月分引き上げ（年間：4.50月→4.60月）
  - 【給与制度のアップデート】現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換  
①若年層給与水準の競争力向上、②職務・職責重視の処遇、③能力・実績の適切な反映、④地域の民間給与水準反映、⑤採用・異動をめぐるニーズへの対応、⑥環境変化への対応という6つの観点から、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備
- ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善  
官民較差の額11,183円は、平成3年の11,244円以来、33年ぶりの水準。官民較差の率2.76%は、平成4年の2.87%以来、32年ぶりの水準

### 給与勧告制度の基本的考え方

- ✓ 国家公務員は、労働基本権が制約されているため、代償措置としての人事院の勧告（給与勧告）に基づき給与を決定
- ✓ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することとは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ✓ 給与勧告は、国家公務員法第28条に定める情勢適応の原則に基づき、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）が基本
- ✓ 本年は、約11,700民間事業所の約47万人の個人別給与を調査（完了率82.5%）。主な給与決定要素（役職段階、勤務地域、学歴、年齢）を揃えた精密な比較を実施して給与勧告

# 本年の給与勧告のポイント②

月例給 [ 民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較 ] 『令和6年4月1日実施』

- ✓ 民間給与との較差 11,183円 [2.76%] 「行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,378円、平均年齢 42.1歳」  
⇒ 民間給与との較差を解消するために、俸給表を引上げ改定 [内訳：奉給 9,836円 寒冷地手当 80円 はね返り分(※) 1,267円]  
※俸給の改定により諸手当の額が増減する分

- ▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ 給与制度のアップデートの先行実施  
【総合職(大卒)】230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1%[+23,800円])  
【一般職(高卒)】188,000円(+12.8%[+21,400円]) ※ 本府省採用の場合、【総合職(大卒)】284,800円 【一般職(大卒)】271,200円
- ▶ 若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定  
※ 平均改定率(行政職俸給表(一))は、1級[係員]11.1%、2級[主任等]7.6%、全体 3.0%  
※ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一))は、月額 416,561円(+11,183円、+2.76%)、年間給与 6,916,000円(+228,000円、+3.4%)

ボーナス [ 直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較 ] 『令和6年4月1日実施』

- ✓ 民間の支給割合…4.60月 (一般の職員の場合の支給月数)
  - ✓ 公務の平均支給月数…現行 4.50月
  - ▶ 民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.50月分→4.60月分(+0.10月分)
  - ▶ 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分ずつ均等に配分
- |       |      | 6ヶ月期         |  | 12ヶ月期            |  |
|-------|------|--------------|--|------------------|--|
| 令和6年度 | 期末手当 | 1.225月(支給済み) |  | 1.275月(現行1.225月) |  |
|       | 勤勉手当 | 1.025月(支給済み) |  | 1.075月(現行1.025月) |  |
| 7年度   | 期末手当 | 1.25月        |  | 1.25月            |  |
|       | 勤勉手当 | 1.05月        |  | 1.05月            |  |

寒冷地手当 《手当額改定：令和6年4月1日実施 支給地域改定：令和7年4月1日実施》

- ✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データ(メッシュ平年値2020)に基づき、支給地域を改定  
※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当等について所要の改定

# 給与制度のアップデート 基本的な考え方

## 対応すべき課題

### ① 人材の確保への対応

潜在的志望者層にも訴求し得る給与とし、  
採用市場での競争力を向上

### ② 組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映した処遇と  
するとともに、全国各地での行政サービス  
提供維持のため人事配置を円滑化

### ③ ワークスタイルやライフスタイル の多様化への対応

職員の選択を後押しし、様々な形での活躍を  
支援

## 若年層の採用等における より競争力のある給与水準の設定

民間の動向や人材確保の困難性を踏まえ、  
初任給等若年層の給与水準の引上げ

## 職務や職責をより重視した 俸給体系等の整備

特に管理職は、重い職責を反映した俸給水準と  
するなど処遇を改善

## 能力・実績をより適切に反映した 昇給・ボーナスの決定

職員層や各府省の実情に応じて、より柔軟・適切に  
勤務成績反映ができるよう措置

## 6つの観点で給与制度を整備

## 地域における民間給与水準の反映

最新の民間データを反映するとともに、  
異動の円滑化等に資するよう地域手当を見直し

## その他環境の変化への対応

生活補助的な給与について官民の状況の変化を  
踏まえたものとすることで、扶養手当を見直し  
運動手当・単身赴任手当や再任用された職員の  
諸手当を見直し

制度別の具体的な措置内容は次ページ以降のとおり。なお、特に記載するものを除き、令和7年4月から実施。

# 給与制度のアップデート 措置内容 ①俸給

## 係員級：新卒初任給の引上げ等

- 初任給や若年層の俸給月額を大幅に引上げ
  - ✓ 民間の初任給の状況等を踏まえた水準とし採用面での競争力を向上
  - ✓ 初任給引上げを踏まえ、若年層が在職する号俸についても俸給月額を引上げ
  - ✓ 人材確保の困難性を踏まえ、令和6年4月に遡及して先行実施
- 勤務成績により昇給に反映可能となるよう見直し
  - ✓ 上位の昇給区分の職員割合を係長級～課長補佐級と同様の割合に引上げ（現行20%→見直し後25%）

[行政職俸給表(一)の初任給]

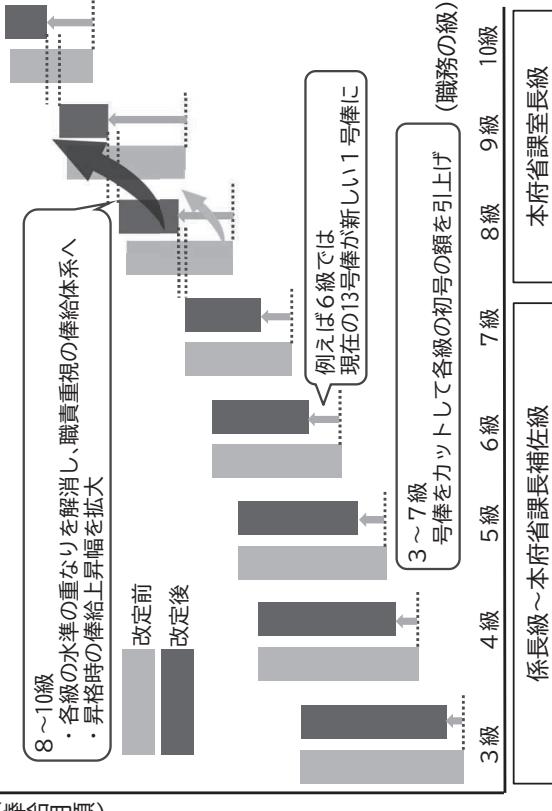
	総合職試験 (大卒)	一般職試験 (大卒)	一般職試験 (高卒)
改定前	200,700円	196,200円	166,600円
改定後	230,000円	220,000円	188,000円
	+29,300円 (+14.6%)	+23,800円 (+12.1%)	+21,400円 (+12.8%)
本府省勤務 の場合	284,800円	271,200円	232,800円

(注)「本府省勤務の場合」は、地域手当(20%)及び本府省業務調整手当を含む。

## 係長級～本府省課室長級：俸給の最低水準の引上げ等

- 初号近辺の号俸をカットして各級の初号の額を引上げ（最大3.5万円）
  - ✓ 若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善

[係長級～本府省課室長級の俸給水準(行政職俸給表(一))]  
(イメージ図)



# 給与制度のアップデート 措置内容 ②地域手当

## 地域手当の大くくり化等

- 支給地域の単位の広域化
  - ✓ 都道府県を基本とする。中核的な市(都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシングルに
  - ✓ 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
  - ✓ 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
  - ✓ 支給割合の引下げは段階的に実施(1年1ポイントずつ。引上げもこれに合わせて段階的に実施)
- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

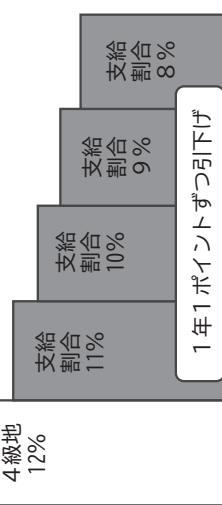
### 【現行】

級地区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市等
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市等
4級地	12%	神戸市等
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市等
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市等
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市等

### 【見直し後】 16都府県+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例 (都府県で指定) (中核的な市で個別に指定)
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市等
3級地	12%	神奈川県、大阪府 さいたま市、千葉市、名古屋市等
4級地	8%	愛知県、京都府 仙台市、静岡市、福岡市 広島市、福岡市等
5級地	4%	茨城県、栃木県、 埼玉県、千葉県、 静岡県、三重県、 滋賀県、兵庫県、 奈良県、広島県、 福岡県 札幌市、岡山市、高松市等

【激変緩和措置】例：現行4級地12% → 見直し後4級地8%



令和6 令和7 令和8 令和9 令和10 (年度)

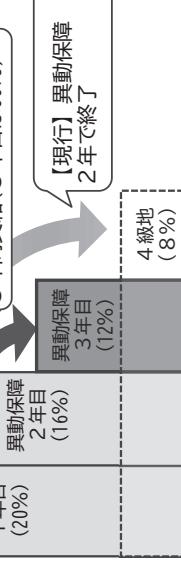
- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

## 異動保障の延長

【令和7年4月以降の異動者に適用】

- 現在2年間としている異動保障の期間を異動後3年間に延長
- 3年目の支給割合は異動前の60%
- ✓ 1年目異動前の100%、2年目異動前の80%は現在と同様

【見直し後】異動保障  
3年間支給(3年目は60%)



## 見直し後の支給地域及び支給割合

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1 級地 (20%)		東京都：特別区
2 級地 (16%)	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3 級地 (12%)	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4 級地 (8 %)	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ケ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5 級地 (4 %)		北海道：札幌市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県

注：表中「都道府県の級地と異なる地域」については、国家公務員が在勤している地域のみ掲げている。

# 給与制度のアップデート 措置内容 ③その他諸手当

## 扶養手当の見直し

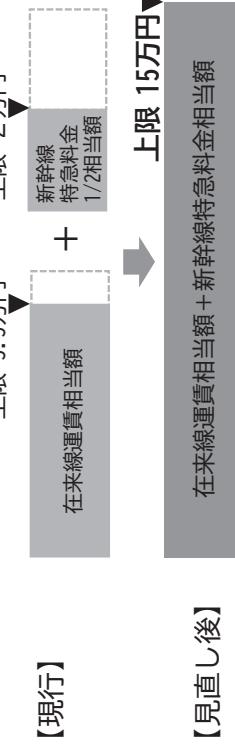
- 配偶者に係る手当を廃止。子に係る手当を13,000円に引き上げ
- ✓ 配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応
- ✓ 子を有する職員に対する生計費の補填を充実
- 2年間で段階的に実施

扶養親族		現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	行(一) 7級以下	6,500円	3,000円	廃止
配偶者	行(一) 8級	3,500円	廃止	
子(1人当たり)	10,000円	11,500円	13,000円	

※上記以外の扶養親族に係る扶養手当は変更なし

## 通勤手当の引上げ・支給要件拡大等

- 通勤手当の手当額を大きく引上げ
  - ✓ 支給限度額を15万円に引上げ
  - ✓ 新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給
- 通勤手当・単身赴任手当の支給要件を拡大
  - ✓ 採用時から新幹線等による通勤手当や単身赴任手当の支給を可能にする育児、介護等の事情により転居した職員にも新幹線等に係る通勤手当の支給を可能に
  - ✓ 育児、介護等の事情により転居した職員にも新幹線等に係る通勤手当や単身赴任手当の支給を可能に



## 再任用された職員への手当支給の拡大

- 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に異動の円滑化に資する手当を新たに支給
  - ✓ 地域手当の異動保障等
  - ✓ 研究員調整手当
  - ✓ 住居手当
  - ✓ 特地勤務手当（準ずる手当含む）
  - ✓ 寒冷地手当
  - ✓ [地域手当の異動保障、特地勤務手当に準ずる手当は令和7年4月以降の異動者に適用]
- 各手当の支給額は一般の職員と同様

## 管理職員特別勤務手当の支給対象拡大

- 平日深夜に係る支給対象時間帯と支給対象職員を拡大
  - ✓ 勤務実態に応じた適切な処遇を確保

支給対象	現行	見直し後
時間帯	午前0時～午前5時	午後10時～午前5時
職員	俸給の特別調整額 適用職員のみ	指定職員、専門スタッフ職員（2級以上）、特定任期付職員、任期付研究員（招へい型）を追加

# 給与制度のアッパーべート 措置内容 ④ボーナス

## 勤勉手当の成績率の上限引き上げ等

- 本府省課長級以下の職員について、最上位の成績区分の成績率(支給月数に相当)の上限を平均支給月数の3倍に引き上げ
- 各府省の裁量により最上位の成績区分の適用者を増やせるよう、上位の成績区分の人員分布率を見直し

### 【勤勉手当の成績率及び人員分布率(一般職員の場合)】

	現行	見直し後
「特に優秀」区分の成績率上限	平均支給月数の2倍 <u>2.05</u> (平均支給月数1.025)	平均支給月数の3倍 <u>3.15</u> (平均支給月数1.05)
上位の成績区分の人員分布率	特に優秀：5%以上 優秀：25%以上	「特に優秀」と「優秀」を合わせて30%以上(うち「特に優秀」を5%以上)※

※例えば、「特に優秀」10%、「優秀」20%とするなど柔軟な適用が可能になる。

## 特定任期付職員のボーナス拡充

- 期末手当及び勤勉手当を支給する形に再編
- ✓ 特定期付職員業績手当を廃止
- ✓ 成績優秀者は、見直し前の期末手当と特定任期付職員業績手当を受けた場合より高い水準を可能に
- ✓ 成績標準者は、見直し前の期末手当と同水準

### 【現行】

成績優秀者のみに俸給月額の1月分支給；  
業績手当

期末手当	勤勉手当	期末手当	期末手当
勤勉手当	勤勉手当	勤勉手当	勤勉手当
俸給	俸給	俸給	俸給

(成績標準の場合) (成績優秀の場合)

### 【見直し後】

見直し前の期末手当と業績手当の合計より高い水準が可能

業績手当	終止	勤勉手当	期末手当
期末手当	期末・勤勉手当を支給	勤勉手当	期末手当
俸給		俸給	俸給

# 【参考】給与制度のアッパポート 措置内容一覧

※特記するものを除き  
令和7年4月から実施

- 新卒初任給や若年層の俸給月額を大幅に引き上げ。採用市場での競争力のある水準に<sub>令和6年4月実施</sub>
- 係長級～本府省課長補佐級の俸給月額の最低水準を引上げ。早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善
- 本府省課室長級について、職責重視の体系に刷新。重い役割に見合う待遇を確保
  - 俸給月額の最低水準引上げ、隣接する級間の俸給月額の重なり解消などにより、昇格時に給与が大きく上がる仕組みに
  - 成績優秀者は昇給により更に大きな給上昇を確保

## 地域手当

- 地域の民間賃金に関する最新データを反映
- 隣接する市町村との不均衡などの指摘も踏まえ、支給地域等を見直し
- 支給地域：市町村単位から都道府県単位へ、広域化。民間賃金の高い市は個別指定
- 級地区分：7段階から5段階へ削減
- 激変緩和：支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制、1年1ポイントずつ段階実施。引上げは都道府県割合の1段階上までに抑制、原資の状況を踏まえて段階的実施
- 異動保障を2年間から3年間に延長
- 今後の見直しは現行の10年より短期間で実施

## 地域手当

【見直し後の支給地域】 16都府県+79市

級地区分	支給割合 (都道府県で指定)	支給地域の例 (中核的な市で個別に指定)
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市 等
3級地	12%	神奈川県、大阪府 さいたま市、千葉市、 名古屋市 等
4級地	8%	愛知県、京都府 仙台市、静岡市、神戸市、 広島市、福岡市 等
5級地	4%	茨城県、栃木県、 埼玉県、千葉県、 三重県、 滋賀県、兵庫県、 奈良県、広島県、 福岡県 等

## その他諸手当

採用・異動ニーズ 環境変化対応

- 通勤手当の支給限度額を1か月当たり15万円に引き上げ。非課税限度額まで全額支給し、新幹線通勤や遠距離通勤者の自己負担を解消
- 新幹線等に係る通勤手当を採用時から支給可能に、さらに、人事配置の円滑化を図る観点から支給要件を緩和
- 单身赴任手当を採用時から支給可能に
- 管理職の平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯を拡大。緊急対応等の勤務実態に応じた待遇を確保
- 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を充実。配偶者の働き方に中立的な制度に向かう社会状況の変化や少子化対策に対応

## ボーナス

能力実績反映

- 勤勉手当の成績率上限を引き上げ、平均支給月数の3倍に設定。特に高い業績を挙げた者のボーナス増額を可能に
- 特定任期付職員にも勤勉手当支給。勤務成績を適時に反映し、優秀な専門人材の年収増を可能に

## 再任用職員

採用・異動ニーズ

- 異動に資する手当(地域手当の異動保障、住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)を支給。多様な人事配置での活躍を支援

## 給与勧告の仕組み

# 給与勧告制度の基本的考え方

## 労働基本権制約の代償措置

国家公務員は、労働基本権が制約されているため、代償措置としての人事院の勧告（給与勧告）に基づき給与を決定しています。

## 情勢適応の原則（民間準拠）

国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要があることから、給与勧告では、国家公務員法第28条に定める情勢適応の原則に基づき、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間企業従業員の給与水準と常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）を基本としています。

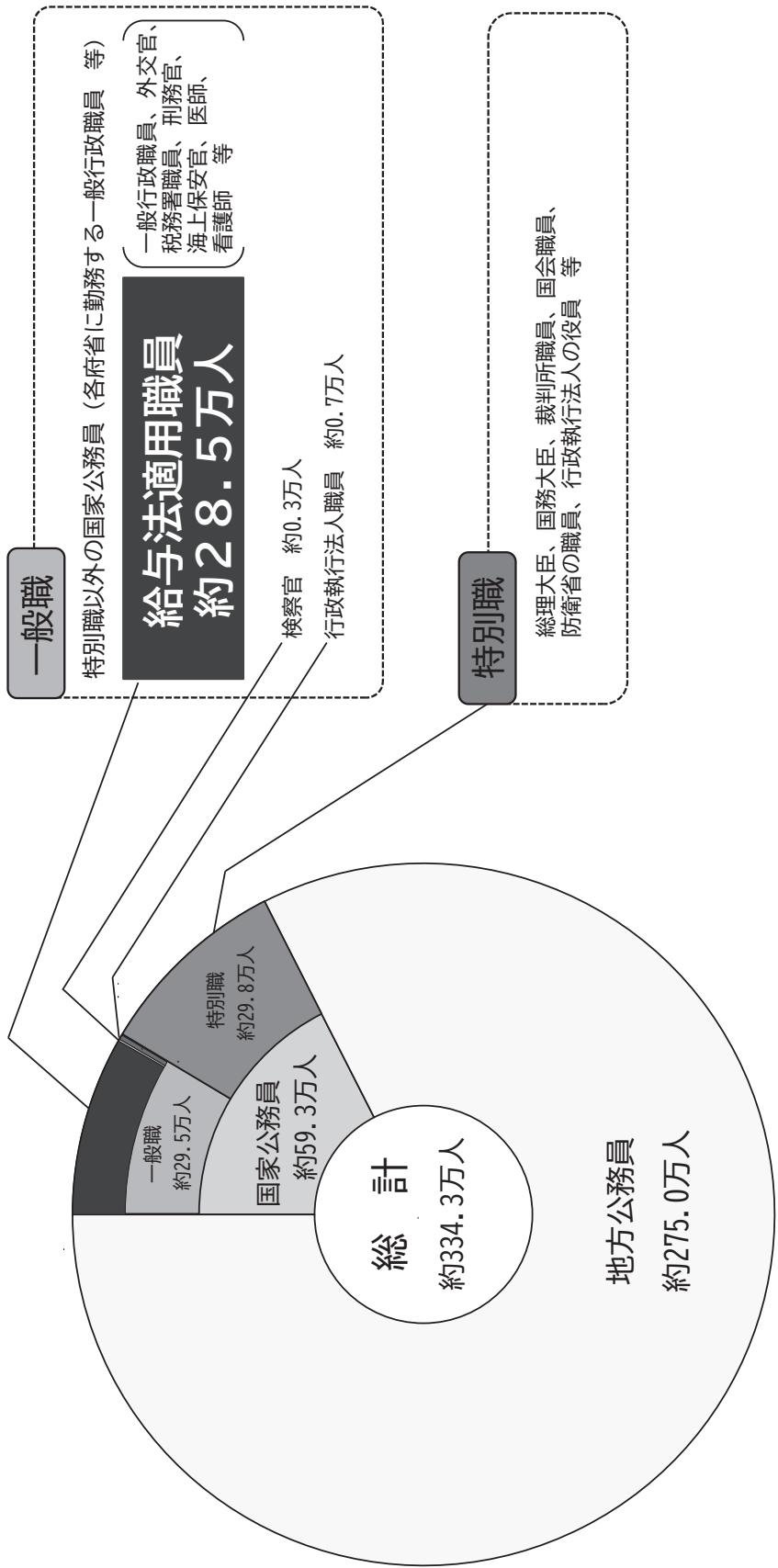
## 精緻な調査に基づく民間給与との比較

人事院では、毎年、公務と民間の給与を調査し、公務は一般の行政事務を行っている常勤の行政職俸給表（一）適用職員、民間は公務の行政職俸給表（一）と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員（企業規模・事業所規模50人以上）の給与額について、主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、給与勧告を行っています。

（参考）国家公務員法第28条第1項  
この法律及び他の法律に基づいて定められる職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、  
国会により社会一般の情勢に適応するように、隨時これを変更することができます。その変更に関しては、  
人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。

# 給与勧告の対象職員

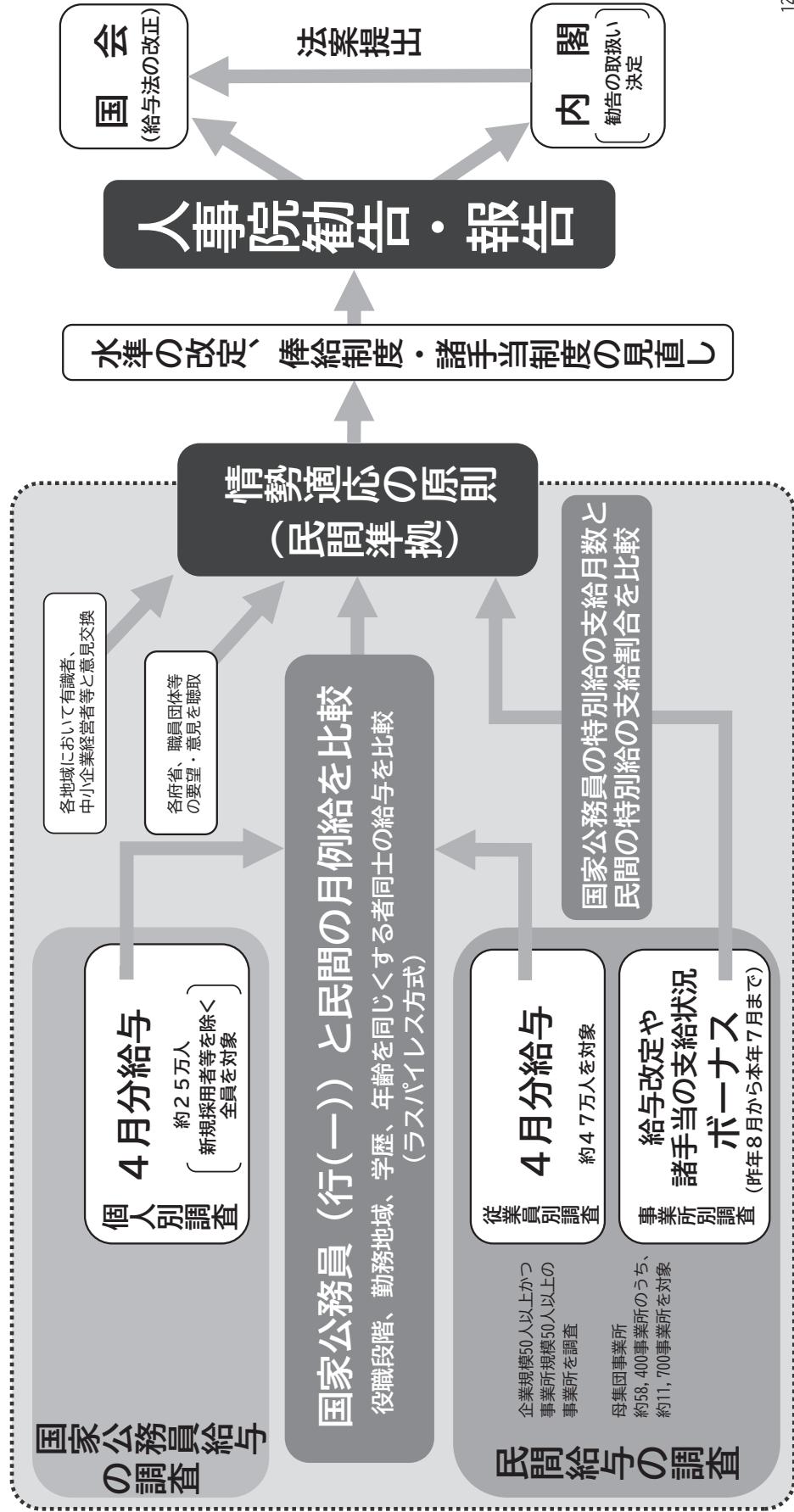
公務員には、国家公務員約59.3万人と、地方公務員約275.0万人がいます。このうち、人事院の給与勧告の対象となるのは、「一般職の職員の給与に関する法律（給与法）」の適用を受ける一般職の国家公務員約28.5万人です。



(注1) 国家公務員の数は令和6年度末予算定員等による。  
(注2) 地方公務員の数は総務省「令和5年地方公務員給与実態調査」に基づいて推計したものである。

# 給与勧告の手順

- 人事院では、国家公務員の給与水準を決定するため、常勤の国家公務員と常勤の民間従業員の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。
- また、民間の特別給（ボーナス）の直近1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに国家公務員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



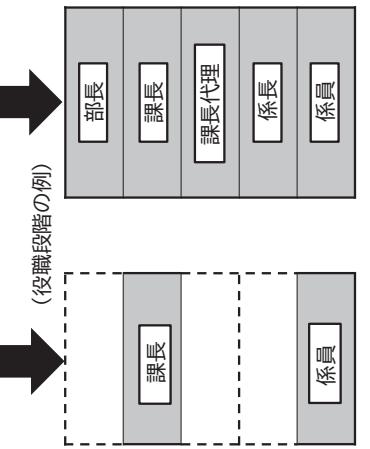
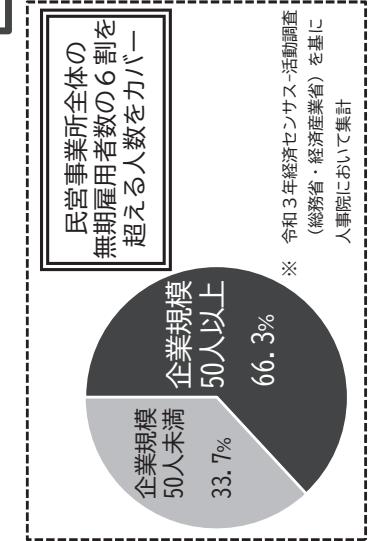
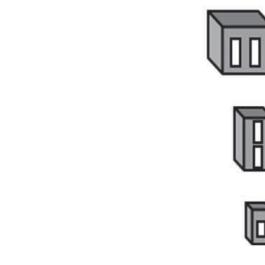
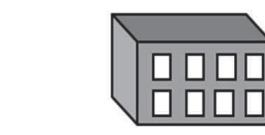
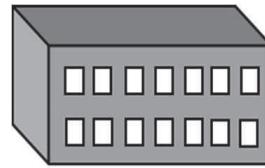
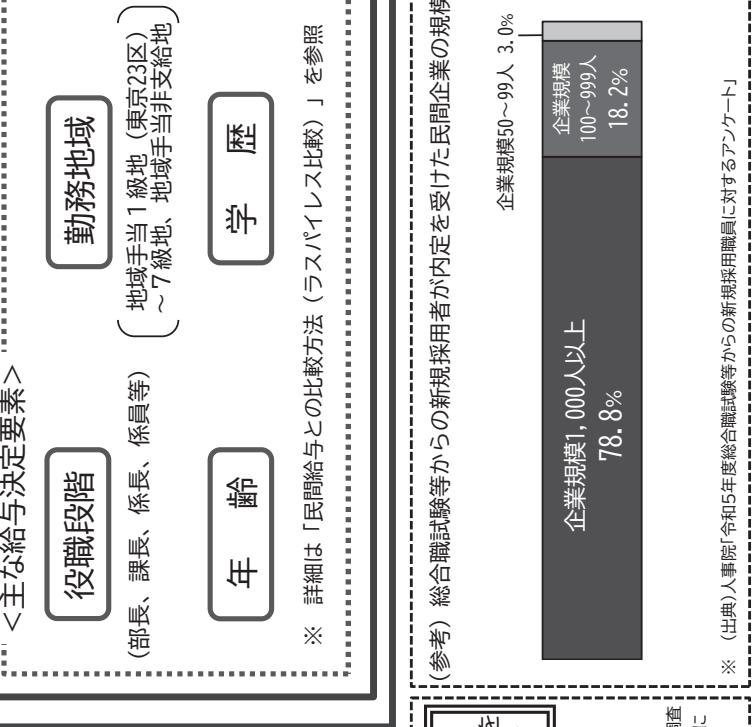
# 民間給与との比較

## 調査対象

- 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、課長、係長等の役職段階があることから、同種・同等の者同士による比較が可能
- 現行の調査対象であれば、精緻な調査が可能

企業規模50人未満

企業規模50人以上



# 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較を採用する理由）

- 給与は、一般的に、職種を始め、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の要素を踏まえてその水準が定まっていますが、国と民間企業では、給与決定要素ごとに見た場合の人員構成が異なるため、単純な平均による比較では、このような人員構成の違いによる影響を大きく受けてしまい、適切な比較を行うことができません。
- このため、人事院勧告における国家公務員給与と民間給与との比較においては、国と民間企業の類似職種（事務・技術関係職種）の常勤職員について、主な給与決定要素である①役職段階、②勤務地域、③学歴、④年齢を同じくする者同士の4ヶ月分の給与を対比させ、比較対象とする民間企業の人員構成ではなく、比較基準とする国家公務員の人員構成によって加重平均する、いわゆるラスパイレス方式を採用しています。

<「①役職段階」によるラスパイレス比較のイメージ～A社【基準】の給与をB社と比較する～>

役職段階	A社【基準】		B社		人員
	平均給与額	人員	平均給与額	人員	
部長	500,000	5	520,000	3	
課長	400,000	15	420,000	6	
係長	300,000	25	320,000	16	
係員	200,000	55	220,000	75	
計	270,000 (構成比率)	100	257,000	100	
					人員構成の違いによる 影響が除去された この数値で比較 (A社の方が2万円低い)
					計 (ラスパイレス方式) 290,000
					100

役職段階別では全ての階層でA社が2万円低いが、単純な平均ではA社が1・3万円高い  
その理由は両社の人員構成の違い

人員構成を揃えて比較  
【ラスパイレス方式】

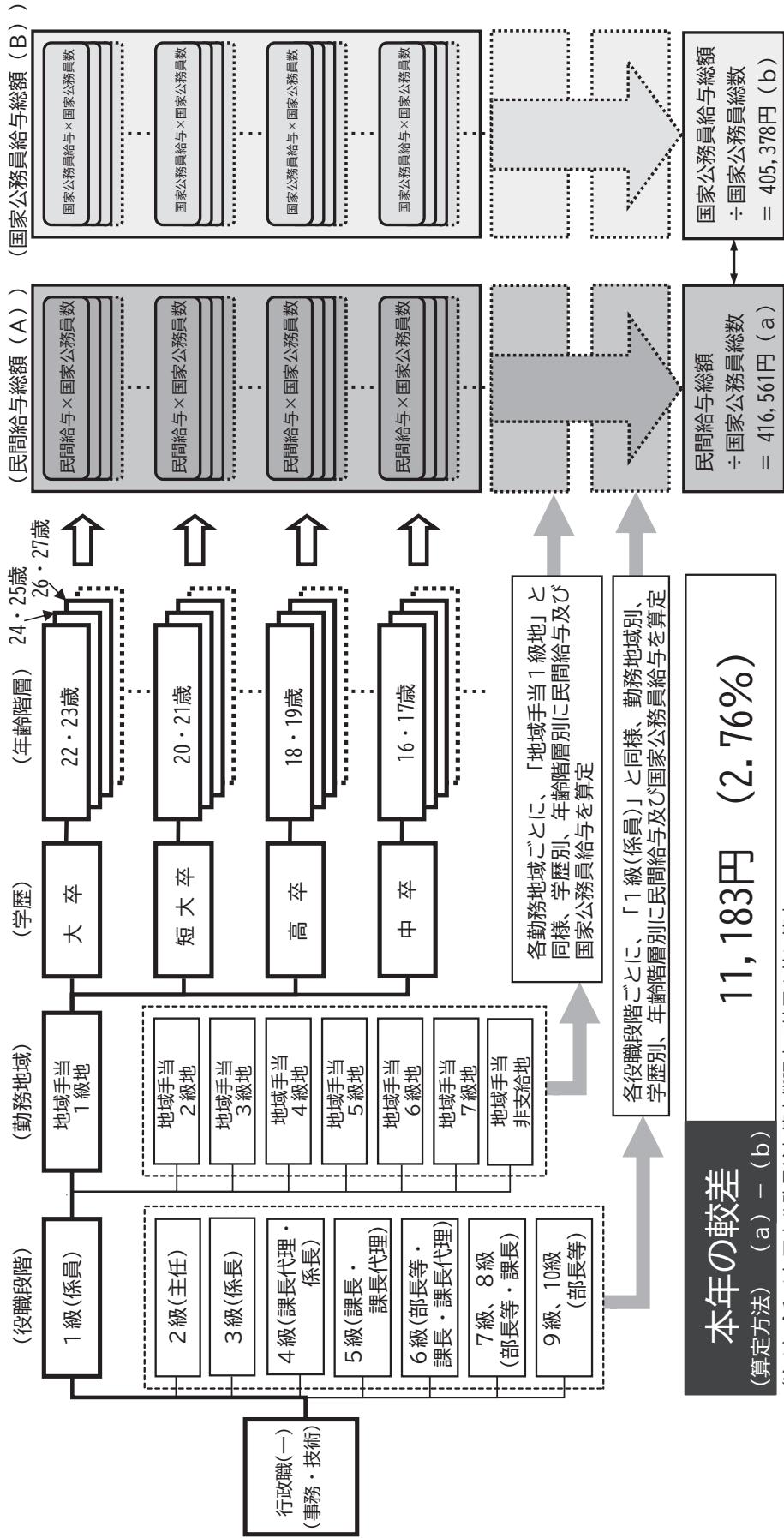
B社の人員構成に置き換え

A社の人員構成に置き換えた  
人員構成の違いによる  
影響が除去された  
この数値で比較  
(A社の方が2万円低い)

※ 実際には、①役職段階に加え、②勤務地域、③学歴、④年齢についても、条件を揃えて国家公務員の人員構成に基づいて加重平均し、比較を行っています。

# 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

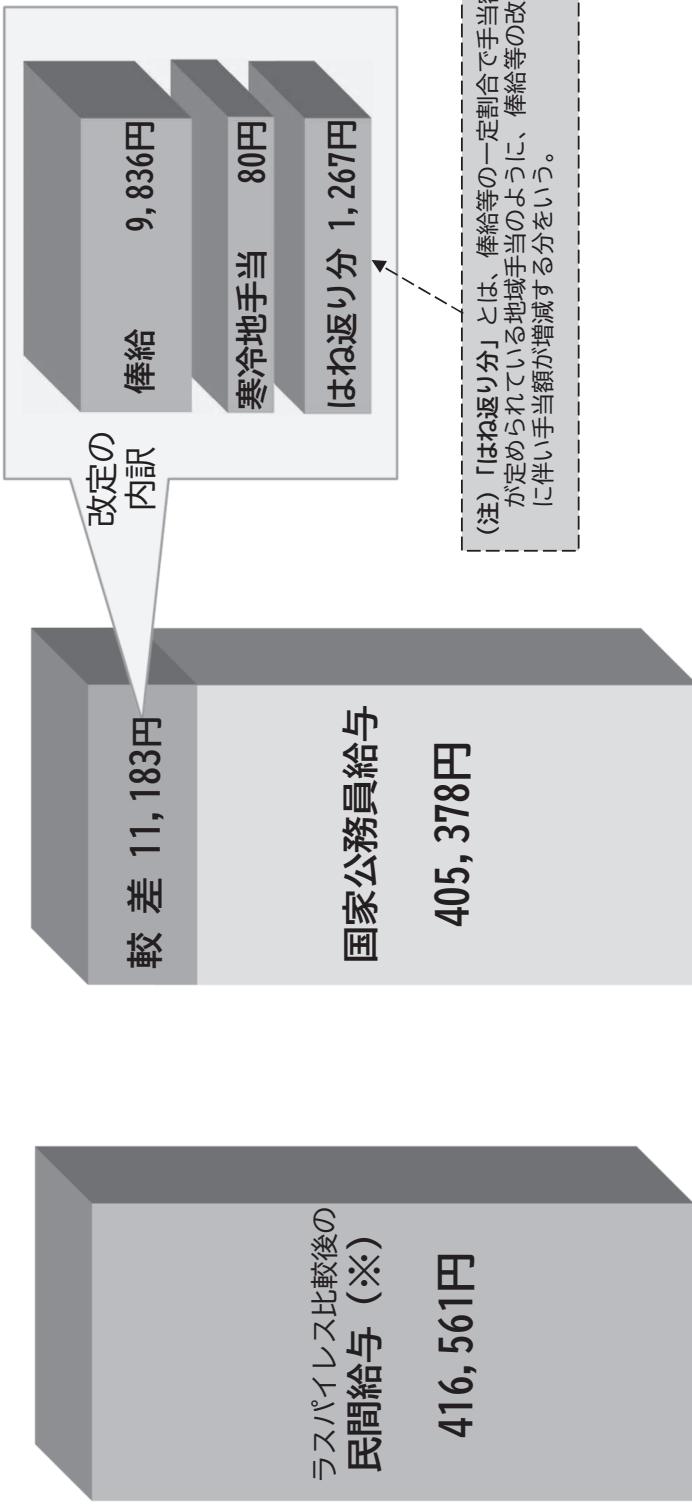
- 月例給の民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の国家公務員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度の差があるかを算出しています。
- 具体的には、以下のとおり、役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層別の国家公務員の平均給与<sup>(注1)</sup>と、これと条件を同じくする民間の平均給与<sup>(注2)</sup>のそれぞれに国家公務員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1) 令和6年国家公務員給与等実態調査の結果を基に算出  
 (注2) 令和6年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

# 民間給与との較差

本年の民間給与との較差11,183円（2.76%）を解消するため、以下のとおり俸給等の改定を行うこととしました。



(注)「はね返り分」とは、俸給等の一定割合で手当額が定められている地域手当のように、俸給等の改定に伴い手当額が増減する分をいう。

※ 民間給与の単純平均ではなく、ラスパイレス比較（P15参照）により算出した民間給与額  
～国家公務員の人員構成（役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層）と同じ人員構成の民間企業であればいくらの給与が支払われるかを算出したもの～

# 国家公務員モデル給与例

組織	職務段階	年齢	勤告前		勤告後		年間給与額の差
			月額	年間給与	月額	年間給与	
地方機関	係員	18歳 (一般職試験(高卒)初任給)	166,600	2,736,000	188,000	3,106,000	370,000
		22歳 (一般職試験(大卒)初任給)	196,200	3,222,000	220,000	3,634,000	412,000
		30歳	236,900	3,890,000	255,400	4,219,000	329,000
	係長	35歳	278,700	4,638,000	291,100	4,875,000	237,000
		40歳	302,800	5,039,000	310,400	5,198,000	159,000
	課長	50歳	414,300	6,761,000	418,600	6,874,000	113,000

係員	22歳 (総合職試験(大卒)初任給)	249,640	4,060,000	284,800	4,665,000	605,000
課長補佐	35歳	439,400	7,307,000	451,880	7,568,000	261,000
課長	50歳	751,200	12,717,000	757,920	12,924,000	207,000
局長	—	1,077,600	17,909,000	1,089,600	18,185,000	276,000
事務次官	—	1,413,600	23,493,000	1,429,200	23,853,000	360,000

(注) モデル給与例の月額及び年間給与は、俸給(行政職俸給表(一)及び指定職俸給表)、地域手当、俸給の特別調整額及び本府省業務調整手当を基礎に算出

- 地方機関課長：俸給の特別調整額(46,300円)
- 本府省係員：地域手当(20%)及び本府省業務調整手当(8,800円)
- 本府省課長補佐：地域手当(20%)及び本府省業務調整手当(39,200円)
- 本府省課長・局長・事務次官：地域手当(20%)

# 給与勧告の実施状況（行政職俸給表（一））

	月例給 官民較差率・額	年間支給月数	特別給（ボーナス） 対前年比増減	行政職（一）職員の 平均年間給与	
				増減額	増減率
平成26年	0.27%	1,090円	4.10月	0.15月	7.9万円
平成27年	0.36%	1,469円	4.20月	0.10月	5.9万円
平成28年	0.17%	708円	4.30月	0.10月	5.1万円
平成29年	0.15%	631円	4.40月	0.10月	5.1万円
平成30年	0.16%	655円	4.45月	0.05月	3.1万円
令和元年	0.09%	387円	4.50月	0.05月	2.7万円
令和2年	-	-	4.45月	△ 0.05月	△ 2.1万円
令和3年	-	-	4.30月	△ 0.15月	△ 6.2万円
令和4年	0.23%	921円	4.40月	0.10月	5.5万円
令和5年	0.96%	3,869円	4.50月	0.10月	10.5万円
令和6年	2.76%	11,183円	4.60月	0.10月	22.8万円
					3.4%

## 1.-(1)-②【参考資料】

## 2024人勧 期末・勤勉手当

2024	6月（支払い済）		12月		合計
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
一般職（現役）	2.25		2.35		4.6
	1.225	1.025	1.275	1.075	
			+0.05	+0.05	

2025	6月		12月		合計
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
一般職（現役）	2.3		2.3		4.6
	1.25	1.05	1.25	1.05	
			+0.05	+0.05	

2024	6月（支払い済）		12月		合計
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
再任用	1.175		1.225		2.4
	0.6875	0.4875	0.7125	0.5125	
			0.025	0.025	

2025	6月		12月		合計
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
再任用	1.2		1.2		2.4
	0.7	0.5	0.7	0.5	
			+0.05	+0.05	

## 本年の育児休業等に関する法律についての意見の申出のポイント

### 趣旨

本年5月に改正された民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充し、職員の希望や事情に対応した勤務を可能にする

### 概要

» 育児をする者も含め誰もが能力を十分に発揮できる公務職場の実現、公務の魅力向上

### 概要

- 育児休業法を改正し、
  - 育児時間について、1年につき人事院規則で定める時間の範囲内(10日相当)で勤務しないことができるバーチャルを選択可能に
  - 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

### 【現行】

2h

1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

2h以上(1日単位で取得することも可)

- 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと
- 2年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと

職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

※民間労働法制の施行(民間育児・介護休業法等の一部改正法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日)から遅れることなく実施

1.-(1)-④ 地域手当の支給地域及び支給割合（勧告本文より抜粋）

別表第8 地域手当の支給地域及び支給割合

級地 (支給割合)	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1級地 (20%)		東京都：特別区
2級地 (16%)	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3級地 (12%)	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地 (8%)	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5級地 (4%)	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山县：和歌山市、橋本市 岡山县：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

(注) 本表は令和6年4月1日現在の地域を表示しており、実際の指定は施行日（令和7年4月1日予定）現在の地域による。

別表第9 令和7年度の地域手当の級地別支給割合

見直し後の級地 (支給割合)	見直し前の級地 (支給割合)	改定幅	令和7年度の 地 域 手 当 の 支給割合(%)
1 級 地 (20%)	1 級 地 (20%)	0	20
2 級 地 (16%)	2 級 地 (16%)	0	16
	3 級 地 (15%)	+ 1	15
	4 級 地 (12%)	+ 4	14
	5 級 地 (10%)	+ 6	14
	6 級 地 (6 %)	+ 10	10
	7 級 地 (3 %)	+ 13	7
	非支給地 (0 %)	+ 16	4
3 級 地 (12%)	2 級 地 (16%)	- 4	15
	3 級 地 (15%)	- 3	14
	4 級 地 (12%)	0	12
	5 級 地 (10%)	+ 2	11
	6 級 地 (6 %)	+ 6	10
	非支給地 (0 %)	+ 12	4
4 級 地 (8%)	4 級 地 (12%)	- 4	11
	5 級 地 (10%)	- 2	9
	6 級 地 (6 %)	+ 2	7
	7 級 地 (3 %)	+ 5	6
	非支給地 (0 %)	+ 8	4
5 級 地 (4%)	6 級 地 (6 %)	- 2	5
	7 級 地 (3 %)	+ 1	3
	非支給地 (0 %)	+ 4	2
非支給地 (0 %)	7 級 地 (3 %)	- 3	2

(注) 「改定幅」は見直し後の地域手当の支給割合と見直し前の地域手当の支給割合との差を示す。

1.-(1)-⑤ 寒冷地手当支給区分（勧告本文より抜粋）

別記第2

地域の 区 分	地 域
1級地	<p>北海道のうち</p> <p>旭川市 帯広市 北見市 夕張市 赤平市 士別市 名寄市 歌志内市  深川市 富良野市</p> <p>後志総合振興局管内のうち</p> <p>虻田郡のうち京極町及び俱知安町 余市郡のうち赤井川村</p> <p>空知総合振興局管内のうち</p> <p>空知郡のうち上砂川町 雨竜郡のうち妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町</p> <p>上川総合振興局管内</p> <p>宗谷総合振興局管内のうち</p> <p>枝幸郡のうち中頓別町</p> <p>オホーツク総合振興局管内のうち</p> <p>網走郡 常呂郡 紋別郡のうち遠軽町、湧別町、滝上町及び西興部村  十勝総合振興局管内のうち</p> <p>河東郡 河西郡 広尾郡のうち大樹町 中川郡 足寄郡</p> <p>釧路総合振興局管内のうち</p> <p>川上郡 阿寒郡</p>
2級地	<p>北海道のうち</p> <p>札幌市 小樽市 釧路市 岩見沢市 網走市 留萌市 稚内市 美唄市  芦別市 江別市 紋別市 三笠市 千歳市 滝川市 砂川市 恵庭市  北広島市 石狩市</p> <p>石狩振興局管内</p> <p>渡島総合振興局管内のうち</p> <p>松前郡 上磯郡のうち知内町 二海郡 山越郡</p> <p>檜山振興局管内のうち</p> <p>瀬棚郡 久遠郡</p> <p>後志総合振興局管内のうち</p> <p>島牧郡 寿都郡 磯谷郡 虻田郡のうちニセコ町、真狩村、留寿都村  及び喜茂別町 岩内郡 古宇郡 積丹郡 古平郡 余市郡のうち仁木</p>

	<p>町及び余市町</p> <p>空知総合振興局管内のうち</p> <p>空知郡のうち南幌町及び奈井江町 夕張郡 樺戸郡 雨竜郡のうち雨竜町</p> <p>留萌振興局管内</p> <p>宗谷総合振興局管内のうち</p> <p>宗谷郡 枝幸郡のうち浜頓別町及び枝幸町 天塩郡 礼文郡 利尻郡 オホーツク総合振興局管内のうち</p> <p>斜里郡 紋別郡のうち興部町及び雄武町</p> <p>胆振総合振興局管内のうち</p> <p>虻田郡 有珠郡 勇払郡</p> <p>日高振興局管内のうち</p> <p>沙流郡</p> <p>十勝総合振興局管内のうち</p> <p>上川郡 広尾郡のうち広尾町 十勝郡</p> <p>釧路総合振興局管内のうち</p> <p>釧路郡 厚岸郡 白糠郡</p> <p>根室振興局管内</p>
3級地	<p>北海道のうち</p> <p>函館市 室蘭市 苫小牧市 根室市 登別市 伊達市 北斗市</p> <p>渡島総合振興局管内のうち</p> <p>上磯郡のうち木古内町 龜田郡 茅部郡</p> <p>檜山振興局管内のうち</p> <p>檜山郡 爾志郡 奥尻郡</p> <p>胆振総合振興局管内のうち</p> <p>白老郡</p> <p>日高振興局管内のうち</p> <p>新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 日高郡</p>
4級地	<p>青森県のうち</p> <p>青森市 弘前市 八戸市 黒石市 五所川原市 十和田市 三沢市 むつ市 つがる市 平川市 東津軽郡のうち今別町、蓬田村及び外ヶ浜町 西津軽郡のうち鰺ヶ沢町 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡 上北郡 下</p>

北郡 三戸郡

岩手県のうち

盛岡市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 二戸市  
八幡平市 奥州市 滝沢市 岩手郡 紫波郡 和賀郡 胆沢郡 西磐井  
郡 気仙郡 下閉伊郡のうち岩泉町、田野畠村及び普代村 九戸郡 二  
戸郡

宮城県のうち

栗原市 大崎市 刈田郡のうち七ヶ宿町

秋田県のうち

横手市 大館市 湯沢市 鹿角市 大仙市 北秋田市 仙北市 鹿角郡  
北秋田郡 山本郡のうち藤里町及び八峰町 南秋田郡のうち五城目町、  
八郎潟町及び井川町 仙北郡 雄勝郡

山形県のうち

山形市 米沢市 新庄市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市  
東根市 尾花沢市 南陽市 東村山郡 西村山郡 北村山郡 最上郡  
東置賜郡 西置賜郡

福島県のうち

会津若松市 喜多方市 田村市 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡  
西白河郡のうち西郷村 東白川郡のうち鮫川村 石川郡のうち平田村及  
び古殿町 田村郡 双葉郡のうち川内村及び葛尾村 相馬郡のうち飯舘  
村

群馬県のうち

沼田市 多野郡のうち上野村 吾妻郡のうち長野原町、嬬恋村、草津町  
及び高山村 利根郡のうち片品村、川場村及びみなかみ町

新潟県のうち

長岡市 三条市 小千谷市 十日町市 見附市 糸魚川市 妙高市 佐  
渡市 魚沼市 南魚沼市 東蒲原郡 南魚沼郡 中魚沼郡 岩船郡

福井県のうち

勝山市 今立郡

山梨県のうち

富士吉田市 南都留郡のうち道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富  
士河口湖町 北都留郡

長野県のうち

松本市 上田市 諏訪市 須坂市 小諸市 大町市 飯山市 茅野市  
塩尻市 千曲市 東御市 安曇野市 南佐久郡のうち小海町、川上村、  
南牧村、南相木村及び北相木村 北佐久郡 小県郡 諏訪郡 上伊那郡  
のうち辰野町 下伊那郡のうち平谷村、根羽村、壳木村及び大鹿村 木  
曾郡のうち上松町、木祖村、王滝村、大桑村及び木曾町 東筑摩郡 北  
安曇郡 塙科郡 上高井郡のうち高山村 下高井郡 上水内郡 下水内  
郡

岐阜県のうち

高山市 飛驒市 大野郡

島根県のうち

飯石郡

岡山県のうち

真庭郡

備考 この表に掲げる名称は、令和6年4月1日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

## 2024 人事院勧告に対する自治労見解

1. 人事院は8月8日、本年の月例給の官民較差に基づき、月例給11,183円(2.76%)、一時金を0.10月引き上げる勧告を行った。俸給表については、大卒初任給を23,800円、高卒初任給を21,400円引き上げるとともに、若年層からおおむね30歳台後半に重点を置き、そこから改定率を遞減させる形で俸給表全体を引き上げ、平均で3.0%の改定が行われた。3年連続で月例給、一時金が引き上げられたこと、1992年以来32年ぶりに月例給の引き上げが2%を超えたことは、2024春闘における民間組合の懸命な交渉の成果を反映したものであり、組合員の期待に一定応えた内容といえる。
2. 2024人勧期闘争にあたり、自治労・公務員連絡会は、職員が大規模自然災害への対応等に日々現場で奮闘する中、引き続く物価高騰下における全世代にわたる賃金引き上げ等を求めて取り組んだ。団体署名・職場決議行動の取り組み、全国3ブロックの代表者を中心とした要請行動、寒冷地手当に関する申入れ、全国から2,000人の参加による中央行動を含めて、組合員の声を背景に粘り強い交渉を進めてきた。
3. 昨年に引き続く全世代での月例給の引き上げについては、この間強く要求してきた内容であり、人材確保の観点からも一定評価はできる。しかし、若年層と中高年層の改定率に極めて大きな格差があることについては不満が残るものである。また初任給の引き上げが過熱する中で、給与のフラット化が進行する懸念があり、給与改定のあり方を含めた見直しを求めていく必要がある。
4. 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」の措置内容について、2025年4月実施を基本としたうえで、①人材確保への対応として、新卒初任給及びその周辺の俸給月額引き上げ、係長～上席補佐層（行（一）3級～7級）の俸給の最低水準引き上げ、勤勉手当の成績率上限の引き上げ等、②組織パフォーマンスの向上策として、本省課室長級の俸給体系見直し、地域手当の大きく化等、③働き方の多様化への対応として、扶養手当の見直し等が示された。  
過去2回の給与制度の見直し時とは違い、人材確保等への対応を主眼としていることは一定の評価はするものの、見直し項目によっては、一部のキャリア優遇の措置や、中堅層以上の組合員層にはメリットが感じられるものになっていないこと、上位評価者へメリットが偏向していることに対しては不満が残ると言わざるを得ない。  
通勤手当の支給限度額の引き上げ、再任用職員に対する住居手当等の支給については改善方向での見直しとなり、評価できる。また、地域手当や扶養手当の見直しにあたっては、地域・職員によっては廃止・削減となる項目もあり、激変緩和措置

や経過措置が設けられたことは、これまでの取り組みの成果として受け止める。各自治体においては地域の実情に応じた制度を求め、賃金水準の引き下げをさせない取り組みにつなげていく。

さらに、今回措置が見送られた「60歳前後の給与カーブのあり方」については、人事管理に係る他の制度と一体で引き続き分析・研究・検討が予定されていることから、公務員連絡会と連携し、対応を行っていく必要がある。

5. 寒冷地手当については、本年の民間結果を踏まえて増額改定が行われた一方で、気象庁が公表した「メッシュ2020」を反映し、級地区分の見直しが行われることになった。非支給となる職員については、一定の経過措置が設けられたことは、これまでの取り組みの成果ではあるものの、燃料費等が高騰する中、生活実態からは不満が残る内容となっている。
6. 今後は、勧告の取り扱いが焦点となる。秋の臨時国会にむけて政治情勢は不透明であるが、政府に対し、本年の官民較差に基づく給与引き上げの実施を強く求めていく。同時に、自治労は県・政令市等において人事委員会対策を強化し、要請・交渉に取り組む。会計年度任用職員、再任用職員を含むすべての職員について、4月に遡っての月例給および一時金の引き上げ、給与制度のアップデートの改善項目の実現を求め、人事委員会対策と労使交渉を強化しながら、給与水準の改善を求める。本部としても、各自治体における賃金確定交渉の結果を尊重し、国が不当な干渉を行うことのないよう、総務省・国会対策を強化する。
7. そして、給与制度のアップデートへの対応も含め、われわれが求めているのは「地方の実態と自主性を尊重した給与制度」の実現である。人材確保等は全ての自治体で喫緊の課題であり、処遇全般の改善は急務であることから、今回の国の見直しを一律に当てはめず、地域の実情に即した対応がなされるよう、とりわけ特別交付税の減額措置の撤廃を求め、組合員署名を背景に引き続き総務省対策を強化していくかなければならない。
8. 最後に、自治労運動の基本である「自らの賃金・労働条件は、労使交渉によって決定する」の原則を運動としてさらに徹底し、産別統一闘争の推進にむけ、単組・県本部・本部が一体となった取り組みを全力で展開する。

2024年8月8日  
全日本自治団体労働組合

## 声 明

1. 人事院は、本日、①月例給の2.76%（11,183円）の引上げと一時金の支給月数の0.10月分引上げ等に関する勧告、②寒冷地手当法の改正に関する勧告、③国家公務員育児休業法等の改正に関する意見の申出、④「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」（勧告）等を含む公務員人事管理に関する報告を行った。
2. 公務員連絡会は、6月19日に人事院に要求書を提出して以降、全国の組合員参加による団体署名及び職場決議の実施と全国3ブロックの代表者を中心とした提出行動、寒冷地手当に関する申し入れ、全国から2,000人の参加による中央行動等を背景に、幹事クラス、書記長クラスによる交渉を複数回実施してきた。  
本年の人勧期における重要課題は、①好調な民間春闘結果を反映した全職員に対する月例給及び一時金の引上げ、②初任給など地域における民間賃金との格差の解消、③職員の意欲を維持・向上させる方向での「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」の実施、④再任用職員への手当支給の拡大を含めた高齢層職員の待遇の見直し、⑤常勤職員との権衡に基づく非常勤職員の待遇改善等であった。
3. 本年の給与に関する勧告は、①月例給について、一般職の大卒初任給を23,800円、高卒初任給を21,400円引き上げ、初任給以外の号俸については、若年層に重点を置き、そこから改定率を遞減させる形で全職員の引上げ、②一時金については、0.10月分を引き上げることとし、今年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当に配分し、来年度以降については、6月期及び12月期が均等になるよう配分する等の内容となっている。
4. 以上の本年の勧告について、
  - ①月例給に関しては、人事院が本年も、初任給及び若年層の賃金引上げに重点を置く方針を当初段階から示す中、粘り強く「全級・全号俸の賃金改善の上で、初任給の官民格差の解消など若年層の引き上げを行うべき」ことを主張した結果、若年層に重点を置きつつも昨年を上回る水準で俸給表全体を改定させることができた。給与改定の考え方については課題が残るところではあるが、この間の交渉の到達点として受け止めるものである。
  - ②一時金に関しては、3年連続で引き上げさせるとともに、昨年に続き、期末手当の月数増を実施させることができた。この点も、我々の長年の要求の成果である。
  - ③これら月例給および一時金の引上げは、この間大規模自然災害や感染症対策などで奮闘する現場の職員の労苦に応えるべきであること、また物価高騰のもと2年以上に亘り勤労者の実質賃金の前年比マイナスが続き、職員の生活を一層圧迫している事態を重視すべきであること等を事あるごとに訴え続けてきた我々の要求に、人事院が一定程度応えたものと受けとめるものである。

5. 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（アップデート）」の措置内容としては、（1）月例給について、新卒初任給及びその周辺の俸給月額の引上げ等、（2）ボーナスについて、勤勉手当における「特に優秀」区分の成績率上限の引上げ等、（3）手当について、地域手当の都道府県単位での大くり化のもとでの級地区分及び支給割合の見直し等が盛り込まれた。また、その実施時期については、2025年4月を基本とした上で、地域手当及び扶養手当の見直しは段階的に実施すること等とされた。

「アップデート」について、公務員連絡会は、昨年の「骨格案」における課題と到達点を踏まえつつ、人事院に対して前広な情報提供を求め、人事院との間で真摯に交渉・協議を継続し、様々な形で組合員の声を届けてきた。その結果、我々が懸念した点が回避された部分や、我々の求めに応じて豊富化された部分などもあった。また、廃止・削減となる項目については激変緩和措置や経過措置を実施することを求め、それが一定反映された形となった。これらについては、決して十分と言える内容ではないが、およそ2年に亘る取組の結果であったとして受け止めるものである。

6. 寒冷地手当については、前回見直し時の経緯等も踏まえ、本年の民調結果を正確に反映することを求めた結果、増額改定が行われた一方で、気象庁による「メッシュ平年値2020」を反映した結果を踏まえ、級地区分の見直しが行われることになった。非支給となる職員について、これまでの見直し時と同様に、一定の経過措置を講じさせたことは、この間積雪寒冷地の切実な生活実態等について人事院に訴えてきたことや、地域独自で様々な運動に取り組んだ結果として受け止める。

7. 本年の勧告では、本年5月に、民間労働者を対象とする育児・介護休業法等の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ、国家公務員育児休業法等の改正を政府に求める「意見の申出」が行われた。子の看護休暇の対象範囲の拡大、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化など、我々がこの間要求してきた内容も含まれる見込みであり、政府が速やかに改正法案を国会に提出すること及び法案の早期成立を求める。

8. 以上のように、本年の勧告・報告は、我々の要求に対して一定応えたものとは言えるものの、不満が残る部分や民間も含めた今後の賃金動向を注視する必要がある部分も少なくない。さらに、2031年に向けた60歳前後の給与カーブの在り方について、人事院は、公務における人事管理の在り方の変化や、民間における高齢期雇用や高齢層従業員の給与水準の状況を注視しつつ、人事管理に係る他の制度と一体で引き続き検討するとしており、9月以降改めて人事院と向き合っていく必要がある。

その上で、まずは、政府に対して、勧告通り実施する閣議決定を行い、所要の法案を国会に提出することを求めるとともに、これから本格化する地方自治体や独立行政法人、政府関係法人等の賃金確定闘争に向けて、全力を尽くすものである。

2024年8月8日  
公務員労働組合連絡会

## 2024年人事院勧告に対する談話

日本労働組合総連合会  
事務局長 清水 秀行

### 1. すべての働く者へ賃上げの流れを波及すべく早期に勧告どおり給与改定すべき

人事院は本日、政府ならびに国会に対して、2024年の国家公務員給与改定について、月例給を11,183円(2.76%)引き上げ、一時金の支給月数を年間4.60月(昨年比0.10月増)とすることを勧告した。あわせて、採用市場での競争力向上のため、給与制度のアップデートの先行実施として初任給を大幅に引き上げるとともに、若年層に特に重点をおきつつ、再任用職員も含めたすべての職員を対象に全俸給表を引き上げるとしている。

本勧告は、約30年ぶりの高水準となった民間給与の改定状況を踏まえつつ、「人への投資」を重視し、高い使命感と責任感を持って公務職場で働くすべての職員の労苦に応えたもの受け止める。政府と国会は、すべての働く者へ賃上げの流れを波及すべく、早期に勧告どおり給与改定を実施すべきである。また、各府省は、非常勤職員の給与についても、非常勤職員の給与に関する指針に沿って、常勤職員の給与改定に準じ、適切に支給すべきである。

### 2. 引き続き労働組合との真摯な協議を求める

給与勧告と同時に、給与制度のアップデート(社会と公務の変化に応じた給与制度の整備)についても勧告された。今回の処遇面の包括的なアップデートは、決して十分と言える内容ではないが、公務職場の実態や組合員の声も踏まえながら、2年にわたり労働組合と真摯な交渉・協議が行われた結果である。

今後、公務における人事管理のあり方の変化や高齢期雇用や高齢層の処遇のあり方などについても検討するとしており、引き続き、労働組合との真摯な協議を求める。

### 3. 地方自治体はすべての職員を対象に人事院勧告同様の給与引き上げを

今後、人事委員会が置かれている地方自治体においては、地方公務員の給与にかかる勧告が行われるが、人事院勧告を踏まえ、すべての職員を対象に同様の引き上げ勧告がなされること、あわせて、会計年度任用職員についても、常勤職員の給与改定に準じて、適切に支給されることを求める。加えて、地方自治体に対しては、地方自治の本旨にもとづき条例改正に向けて労使交渉が尊重されることを求める。

### 4. 連合はより質の高い公共サービスに資する公務員制度改革に取り組む

人事院勧告は、あくまで労働基本権制約の代償措置であり、公務員の労働基本権の回復と自律的労使関係制度の早期の確立が求められる。連合は、国民の安全・安心なくらしを守る、より質の高い公共サービスの維持・発展に向け、ILLOをはじめ関係する組織と連携しながら、民主的な公務員制度改革の実現をめざしていく。

以上

## 2. 第98回定期大会 当面の闘争方針（案）抜粋

### 2. 秋季・自治体確定闘争の推進

#### 【2024自治体確定闘争をめぐる情勢と課題】

1. 人事院は4月22日から6月14日の期間で民間給与実態調査を行い、8月8日、官民比較に基づき、給与勧告を行いました。月例給・一時金等に関する勧告・報告の内容は、次の通りです。

① 月例給の較差は11,183円（2.76%）、大卒初任給を23,800円、高卒初任給を21,400円引き上げるとともに、若年層に重点を置き、順次改定率を遞減させる形で俸給表全体を引き上げ。

② 一時金は、0.10月引き上げ、期末手当（0.05月）と勤勉手当（0.05月）に配分。

③ 寒冷地手当の支給額は、民調結果を踏まえて引き上げ改定。また、支給地域は、気象庁が公表した「メッシュ平年値2020」の内容を反映した見直し。

2. 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」の措置内容は、以下の通りです。実施時期は2025年4月を基本として、地域手当および扶養手当の見直しは段階的に実施されます。

① 係長級から本府省課長補佐級の俸給は、行（一）の3級から7級の初号近辺の号俸をカットすることにより、俸給の最低水準を引き上げ。また、本府省課室長級の俸給体系は、行（一）の8級から10級の俸給額の最低水準を引き上げ、隣接する級間での俸給額の重なりを解消するとともに、号俸を大きくくり化。行（一）以外の俸給表においても、行（一）と同様の対応を基本に見直し。

- ② 勤勉手當にかかる「特に優秀」区分の成績率の上限を、平均支給月数の3倍に引き上げ。特定任期付職員のボーナスは、特定任期付職員業績手當を廃止し、期末・勤勉手當に再編。
- ③ 地域手當は、級地区分を都道府県単位で広域化し、級地区分を現在の7区分から5区分に再編成。その際、中核的な市について、民間賃金の実態を踏まえ級地区分を補正。また、激変緩和のため、支給割合の引き下げ幅は最大でも4ポイントまで。
- ④ 扶養手當は、配偶者にかかる手當を廃止し、子にかかる手當額を3,000円引き上げ。
- ⑤ 通勤手當は、支給限度額を1ヵ月あたり150,000円に引き上げ。新幹線等の特別料金についても、支給限度額の範囲内で全額を支給。あわせて、新幹線特例による通勤手當の支給要件の緩和。また、採用に伴い新幹線通勤または単身赴任となった者について、距離等の他の支給要件を満たす場合には、それぞれ新幹線特例による通勤手當または単身赴任手當を支給。
- ⑥ 管理職員特別勤務手當については、平日深夜にかかる手當の支給対象時間帯を午後10時から午前5時までとして2時間拡大。
- ⑦ 定年前再任用短時間勤務職員等に、異動の円滑化に資する手當として、地域手當の異動保障、住居手當、特地勤務手當、寒冷地手當等を支給。

3. 公務員人事管理に関する報告では、ゼロ・ハラスメント実現にむけた意識啓発と相談窓口の充実、さらにカスタマーハラスメント対策として、職員保護の観点から組織として講すべき措置の整理等さらなる対応について研究を行うことのほか、時代の変化に対応した兼業制度の見直しについて具体的な検討を進めていくことが示されました。

また、人事行政諮問会議中間報告を踏まえて進める取り組みの中では、人材確保が危機的となっている要因としてあげられている民間給与実態調査の比較企業規模について検討を進めていくこと等が示されました。

4. 今後は、政府による勧告の取り扱い方針の決定および給与法等の審議が焦点となります。以下の考えを基本に政府との交渉・協議を進めます。

- ① 傅給表の引き上げと一時金を含めた給与引き上げを確実に実施すること。
- ② 人事院勧告の取り扱いに関する総務副大臣通知については、公務労協地方公務員部会と十分交渉すること。

### 【2024自治体確定闘争にあたっての基本的立場】

5. 公務員採用試験の応募者減少および民間における初任給引き上げの状況を踏まえ、初任給を中心とした若年層の賃金引き上げは喫緊の課題です。しかしながら、物価高騰が続く経済状況の中、また現場では限られた人員で懸命に職務にあたっている中において、組合員のモチベーション向上につながる処遇改善が重要です。

給与改定にあたっては、すべての職員の賃金引き上げと一時金の支給月数引き上げを求めます。

6. 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」については、人材確保に資する面がある一方で、地域や組合員によっては賃金水準が引き下がる項目もあるため、国の制度変更を機械的に自治体にあてはめることなく、賃金水準の維持・改善の観点から、独自の措置を講じることを求めます。

地域手当については、自治体によって制度見直しによる級地区分の都道府県化および支給区分の再編もしくは最新の民間賃金反映により支給割合が下がる場合もありますが、それらを理由とした引き下げを行わないよう求めます。また、人材確保難の状況を踏まえ、引き上げることを求めます。

今回の制度見直しは国家公務員の人事上の課題に対応したものであることを踏まえ、自治体においては合意にむけて十分な議論と交渉を求めます。

7. 単組は、勧告を踏まえた給与の引き上げ改定に加え、運用改善にむけた「1単組1要求」に取り組みます。とりわけ中堅層の改善のため、38歳4級到達をめざして在級期間の短縮を求めます。

また、引き続き重点課題として中途採用者の賃金改善に取り組みます。

会計年度任用職員の一時金について常勤並びとなっていない自治体、遡及適用がされていない単組については、今確定闘争での実現を求めます。

8. 総務副大臣通知に「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」への対応も盛

り込まれることから、本部は、給与制度にかかる地方の自主性を拡大する方向で、とりわけ特別交付税の減額措置の撤廃を求めて総務省対策を強めます。

### 【人事委員会対策の重点課題】

9. 都道府県人事委員会の勧告が県内市町村に大きな影響を与える実態を重視し、県本部は県職単組との連携による人事委員会対策の取り組みを強化します。とりわけ、今年度は県の地域手当の見直しが県内市町村に与える影響を鑑み、早期に協議を行います。

10. 春闘期・人勧期の人事委員会交渉を踏まえ、重点課題を次の通り設定します。

① 民間給与実態を精確に把握し、賃金水準を引き上げること。

ア すべての職員の賃金を引き上げること。

イ 一時金の支給月数を引き上げること。引き上げ分の配分にあたっては、期末手當に重点を置くこと

ウ 人材確保の観点から、初任給格付けを国公8号上位とすること。

エ 地域の実情を踏まえた諸手当の改善を行うこと。住居・通勤手当については、地域の実情に応じた制度設計とすること。とくに、燃料費の高騰を踏まえて自動車等による通勤手当（および寒冷地手当）を引き上げること。

② 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」への対応については、一律に国の制度変更に準じた扱いとすることなく、自治体の実態を踏まえて主体的に検討すること。

ア 8級以上の給料体系の見直しについては、国と地方で在級者数の実態に違いがあることから、現行の給料体系を維持すること。

イ 勤勉手当の成績率上限の引き上げについては、行わないこと。

ウ 地域手当については、制度見直し、民間賃金指数の低下を理由とした引き下げをしないこと。人材確保難の状況を踏まえ、引き上げること。

エ 配偶者に対する扶養手当の見直しについては、当該自治体における支給実態を検証し、拙速な見直しは行わないこと。仮に見直す場合であっても総額原資を引き下げない範囲内で検討すること。

オ 通勤手当の支給限度額について、150,000円に引き上げること。

カ 再任用職員に対し、住居手当、寒冷地手当、特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

③ 再任用職員の賃金水準と一時金を改善するとともに、扶養手当についても支給すること。

④ 会計年度任用職員の給料・手当については、常勤職員との均等・均衡をはかること。休暇等についても権衡をはかること。理由なく差が設けられている場合は、速やかに改善すること。

⑤ 労働基準監督機関として主体的に役割を果たし、時間外労働の上限規制の適切な運用をはかるとともに11時間の勤務間インターバルを確保すること。また、勤務時間を厳格に把握し、それに基づく時間外手当の支給が行われているかを監督するとともに、適切な取

- り扱いを推進すること。さらに、休暇・休業制度の取得推進や拡充、ワーカーライフバランスの実現をはかること。
- ⑥ ハラスメントの防止にむけて、労働施策総合推進法およびパワハラ防止指針、人事院規則の制定・改正を踏まえた実効性のある措置を推進すること。
- ⑦ 多様で有為な人材を確保する観点から、採用試験のあり方について検討するとともに、前歴を持つ職員の初任給格付けについて、国の運用を踏まえて改善すること。
- ⑧ 勧告・報告にあたっては、組合との交渉・協議、合意に基づき進めること。

### 【2024確定闘争の重点課題】

11. 2024確定闘争の取り組みは、人事院・人事委員会勧告を踏まえた賃金課題に加えて、自治労に結集するすべての単組で統一的に改善を求める課題を設定し、取り組みを進めます。
12. 自治体労働者の生活を守る賃金・労働条件の確保にむけて、2024確定闘争では、5つの重点課題を次の通り設定します。

#### ＜5つの重点課題＞

- ・給与の引き上げ改定を行うこと
- ・「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」への対応にあたっては、賃金水準の維持・改善の観点から独自の措置を講じること
- ・38歳4級到達をめざして在級期間を短縮すること
- ・中途採用者の賃金改善を行うこと
- ・会計年度任用職員の期末・勤勉手当について、常勤同様の支給月数とす

ること。また、給与改定にあたっては常勤職員と同様に遡及改定を行うこと

### 【給与の引き上げ改定】

13. 人事院勧告を踏まえ、給与の引き上げ改定をすることを求めます。
- ① 初任給をはじめ、すべての職員の賃金を引き上げること
  - ② 一時金の支給月数を引き上げること。引き上げ分の配分にあたっては、期末手当に重点を置くこと
  - ③ 地域の実情を踏まえ諸手当を改善すること。とくに、燃料費の高騰を踏まえた自動車等による通勤手当を引き上げること。

### 【「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」への対応】

14. 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」への対応にあたっては、賃金水準の維持・改善の観点から独自の措置を講じるよう求めます。
- ① 8級以上の給料体系の見直しについては、国と地方で在級者数の実態に違いがあることから、現行の給料体系を維持すること。
  - ② 勤勉手当の成績率の上限引き上げは行わないこと。
  - ③ 地域手当については、制度見直し、民間賃金指数の低下を理由とした引き下げをしないこと。人材確保難の状況を踏まえ、引き上げること。
  - ④ 扶養手当については、支給実態を踏まえ、拙速な見直しを行わないこと。

少なくとも組合員の賃金水準を引き下げないこと。

- ⑤ 通勤手当の支給限度額について、150,000円に引き上げること。
- ⑥ 再任用職員に対し、住居手当、寒冷地手当、特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

#### 【運用改善にむけた1単組・1要求】

- 15. 今確定闘争では、運用改善の具体的目標として、すべての自治体単組で38歳4級到達を掲げて取り組みます。達成済みの単組は、45歳5級到達を目標に取り組みます。この昇格目標を達成するため、職員の給与実態を十分に把握、分析し、単組事情を踏まえた具体的な運用改善にむけて労使交渉に取り組みます。
- 16. 昇格目標の達成のため、在級期間の短縮を求めます。また、等級別基準職務表の見直しを通じて、組合員の到達級の引き上げを求め、係長・同相当職の4級到達、課長補佐・同相当職の6級到達を指標に、賃金水準の改善を進めます。あわせて、中途採用者の賃金改善に取り組みます。
- 17. 賃金水準の改善にむけ、到達目標となるポイント賃金については以下の通り設定します。

#### ① 到達目標（ポイント賃金）

35歳 293,807円

（国公行（一）3-31水準、  
294,400円）

40歳 343,042円

（国公行（一）4-39水準、  
344,100円）

上記の到達目標は、2017年実施の賃金実態調査を基準に、賃金PT報告に基づく算出方法により設定しています。具体的には、2006給与構造改革により引き下げられた4.8%と、2015給与制度の総合的見直しにより引き下げられた2.0%を加えた6.8%に、2017年度賃金実態調査における実在者中央値に乗じて算出しています。

#### ② ラス逆数による目標

さらに、「ラスパイレス指数100を最低水準」とし、「ラス逆数」から算出した率を運用改善の具体的目標として設定します。

#### ラス逆数の算出方法と目標設定

例) ラスパイレス指数98.9で、30歳の平均給与月額が268,300円（3-8相当）の自治体

- ①  $100 \div 98.9 = 1.011$ （「ラス逆数」）
- ② 現行の平均給料月額に1.011を乗じた金額を目標とする
- ③  $30\text{歳の給料}268,300\text{円} \times 1.011 = 271,250\text{円}$ （「目標賃金」）
- ④ 達成するためには、30歳で3-11（271,300円）に到達する必要があることから、運用改善として3号上位をめざす

今年度は30歳のポイント賃金と地域手当を含む全国平均賃金水準指標は示していませんが、ポイント賃金、地域手当を含む全国平均賃金水準指標については、2017賃金実態調査をもとに設定ってきており、この間の賃金改定に

より実在者賃金と目標との逆転もみられるため、新たな指標について「賃金闘争あり方研究会」での議論を進めます。

18. 賃金水準の引き上げ、到達目標達成のため、以下の通り取り組みます。

### ① 初任給引き上げ

最低賃金の全国および各都道府県の引き上げの状況や、人材確保等の観点から、初任給基準の引き上げを求め、高卒1級13号をめざします。

なお、1級13号に到達していない単組については、最低限現行初任給基準の4号上位を勝ち取ることをめざします。

### ② 昇給の運用

昇給への勤務成績の反映については、労使交渉・協議、合意を前提とし、一方的に反映を行わないことを基本としつつ、国との制度権衡の観点から、標準以上の評価を受けたものは、上位昇給の対象となることを確認します。その上で、標準（4号給）を超える昇給区分について、8号給（5%）、6号給（20%）相当とし、対象者の決め方について、人材育成や長期的なモチベーション、賃金水準の確保・改善の観点から、公平な運用によって賃金水準を確保するよう求めます。

## 【中途採用者の賃金改善】

19. 近年、自治体においても中途採用、経験者採用が増えていますが、初任給格付けの低さや昇格の遅れなどにより、同様の職務を担う職員に比べて給料が極端に低い場合などが存在します。採用状況が

厳しい中、人材確保の観点からも、賃金面における対応が急務となっています。

中途採用者の給料について、ほかの職員との均衡の観点から、同学年の新卒採用者の給与を基本として、初任給、昇格の改善を求めることがあります。具体的な改善内容は、以下の通りです。

- ① 民間経験等のある中途採用者の初任給格付けについては、国の経験者採用試験採用者に準じて、採用者の有する能力、知識経験、免許等を考慮して具体的に就ける職を決め、その者の従事することになる職務（ポスト）に応じて級決定を行うこととし、2級以上の初任給格付けを可能とすること。

また、人事院規則にあわせ、在級期間の短縮（5割）、最短昇格期間（1年）の適用を可能とするよう、規則を改正するとともに、運用を改善すること。

- ② 号給の決定については、初号制限を撤廃するとともに、民間職務経験を100%換算とし、5年超の職務経験についても12月換算とすること。
- ③ 中途採用者の初任給決定の変更にあたっては、必要な在職者調整を行うこと。

## 【重点課題以外の個別課題】

20. 単組実態を踏まえ、下記の課題の中から必要に応じて労使交渉に取り組みます。

### ① 50歳台後半層職員の昇給維持

50歳台後半層職員の昇給停止・抑制については、モチベーションの維持・向上のため、実施しないよう求めます。少なくとも標準で2号以上の昇給、ま

た号給の延長などを求めます。

## ② 再任用者の賃金改善

### ア 級格付けの改善

定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員（フルタイム、短時間）の働き方や、職務・級の格付けなどについては、知識、技術、経験等を積極的に活用する観点から、60歳超の職員と同様に、退職時の職務での任用・級の格付けを継続することを基本とします。その上で職務の軽減を希望する職員に限り、当該職務に対応した格付けとすることを確認します。

### イ 手当の改善

一時金の支給月数の引き上げと、扶養手当の支給を求めます。

## ③ 男女の給与格差是正

2023年度から男女の給与格差の公表が義務付けられています。当局に対し、格差の理由と根拠となる数字を示すことを求めるとともに同規模自治体との比較・検証を求めます。

## ④ 現業・公企労働者の給与

職種間の賃金格差の改善を求めるとともに、労働協約主義に基づき交渉・協議を強めます。また、公民比較を行う場合は、職務内容や勤続年数・年齢など給与決定要素の条件をそろえ、同種・同等比較を行うことを求めます。

## ⑤ 自治体最低賃金

自治体で働く労働者に適用する最低賃金として自治体最低賃金を確立し、月額201,000円（国公行（一）1級13号）以上、日給10,050円（月額/20日）以上、時給1,297円（月額/20日/7時間

45分）以上とすることを求めます。

## ⑥ 一時金

一時金については、支給月数の引き上げを求めます。あわせて、期末・勤勉手当の割り振りについては、期末手当の割合に重点を置くこととし、勤勉手当への成績率の一方的な導入、および成績率の拡大を行わないことを求めます。

## ⑦ 時間外勤務手当

月45時間超、60時間以下の時間外勤務手当の割増率の引き上げを行うよう求めます。また、時間外勤務手当の財源を確保し、不払い残業の撲滅に取り組みます。

## ⑧ その他諸手当

ア 寒冷地手当については、勧告および燃料費の高騰を踏まえ、引き上げを求めます。「メッシュ平年値2020」に基づく引き下げについては、現行水準を維持することを求めます。

イ 住居手当・地域手当・通勤手当など、地域の実情を踏まえた諸手当の改善を求めます。とくに住居手当については、自治体ごとに実情が異なることから、地域の実情に応じた制度設計とし、自宅（持家）にかかる住居手当の継続・復元を求めます。自動車等による通勤手当については、燃料費の高騰を踏まえた引き上げを求めます。

ウ 特殊勤務手当については、国公の手当の種類および額を最低として、改善を求めます。国公に存在しない業務や給料表の適用の差異により、必要性が認められる業務に対しては

手当が支給できるよう必要な条例・規則等の改正を行うよう求めます。とくに、災害応急等作業手當について未整備の単組は、総務省通知を踏まえ、条例化、支給対象業務の拡大、単価の改善等を求めて取り組みます。

エ 生活関連手当の支給における世帯主要件等、ジェンダー平等な取り扱いの規定となるよう見直しを求めます。

### 【会計年度任用職員の処遇改善】

21. 今年度より会計年度任用職員への勤勉手当支給が始まっていますが、いまだ常勤未満の支給月数となっている自治体もあります。一時金について常勤と同月数の支給を求めるとともに、その他の賃金・労働条件についても常勤職員との均等・均衡に基づき処遇改善を行います。また、遡及改定がされていない自治体については、常勤職員と同様に遡及改定を行うよう求めます。

- ① 会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給月数については、常勤職員と同月数とすること。
- ② 会計年度任用職員の人事評価については簡便な制度とともに、勤勉手当の成績率に差を付けない運用とすること。
- ③ 給料・報酬について、類似する職務に従事する常勤職員と同じ給料表を適用すること。また、常勤職員と異なる運用をしている（前歴換算がされていない、昇給幅が異なる、昇給上限がある等）ため、均衡がはかられていない場合については、運用を改善すること。

独自給料表としている単組については、勧告による引き上げ分を上回る給料表の改善を行うこと。

- ④ 給与改定にあたっては、常勤職員と同様に4月に遡って改定を行うこと。
  - ⑤ 休暇制度について、国の非常勤職員に有給で設けられている年次有給休暇、結婚休暇、夏季休暇等はもちろんのこと、無給とされている休暇についても同一自治体における常勤職員との権衡に基づき有給とすること。とくに、病気休暇が無給とされている自治体については、常勤職員と同等の制度をめざしつつ、当面は年10日有給化すること。
22. 人事院が期間業務職員制度の運用のあり方を見直し、通知を改正したことを受け、総務省は「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」（以下、事務処理マニュアル）を改正しました。

人事院通知の改正内容は、公募によらない採用について「連續2回を限度とするよう努めるものとすること」との記述を削除したものであり、事務処理マニュアルにおいてもこの記載が削除されました。総務省は、「事務処理マニュアルに記載してきた国の期間業務職員の取扱いについてはあくまで例として示してきたものであり、そもそも国に準じる必要はない。そのため今回の改正によってこれまでの解釈を変更することなく、引き続き自治体の判断により、平等取扱いの原則と成績主義を踏まえ、地域の実情に応じて適切に対応されたい」との考え方を示しています。

これまで国の取り扱いを参考として、

公募によらない採用の上限回数を2回（毎年および4回まで、も同様）までとしてきた自治体については、マニュアルの変更（国の例示の削除）を契機に、上限回数の撤廃を求めます。その際、実際に上限回数を設定していない自治体があること、不安定雇用の解消と行政サービスを支える人材の安定的確保の必要性を訴え、雇用安定をはかるための交渉を進めます。

#### 【両立支援とワークライフバランスの確保】

23. 民間育児・介護休業法が改正され、両立支援策の拡充がはかられます。国の施行を待つことなく、改正内容の着実な実行とさらなる拡充を求め、以下の通り取り組みます。

① 最低限、以下の法改正内容について措置するよう求めます。

ア 子の看護休暇の対象について、小学校3年生修了までに延長すること。また、取得理由について感染症に伴う学級閉鎖、入園（入学）式、卒園式を追加すること。

イ 子の看護休暇および短期介護休暇の会計年度任用職員の取得要件（6ヶ月以上の雇用期間）を廃止すること。

ウ 育児のための所定外労働の制限の請求について、小学校就学前の子を養育する労働者を対象とすること。

② 法定以上の両立支援を求め、下記について求めます。

ア 子の看護休暇の対象期間、取得日数に加え、取得理由や対象者について法定以上に拡大すること。

イ 部分休業の取得可能期間について、

拡大すること。

24. 職員の健康とワークライフバランスの確保および職員の事情・希望に応じた柔軟な働き方の実現にむけ、以下の通り取り組みます。

① 健康確保の観点から、当局に対し、11時間の勤務間インターバルの確保を求める。

ア 11時間のインターバルが確保できない（21時半以降に及ぶ）長時間の時間外勤務が行われないよう、時間外勤務の縮減にむけて、適切な勤務時間の把握、上限規制制度の厳格な運用、時間外勤務の要因の整理・分析・検証などを求めます。

イ 11時間のインターバルを確保することを前提に、人員体制の確保を求める。

ウ インターバルによる出勤時間が所定労働時間の開始時間を超える場合は、その時間を勤務したものとして取り扱うことを原則に求めます。

② フレックスタイム制については業務の性質と職場の体制から導入の可否を判断し、組合員ニーズに沿いかつ現場に負担のかからない形での制度導入を求める。なお、導入にあたっては必ず本人の希望に基づいて勤務時間の割り振りを申告する制度とし、当局が一方的に繁忙期の勤務時間を長く割り振るなど、時間外勤務手当削減を目的として当局の都合で決められることがないように求めます。

③ 年次有給休暇の完全取得にむけ、一層の計画的使用促進に取り組みます。とくに、労働基準法等を踏まえ、年休

の5日未満取得者の解消をはかります。

- ④ 治療と仕事の両立支援、障害のある職員の視点から、休暇制度・勤務時間制度の導入と改善に取り組みます。不妊治療休暇については、国で措置されたことを踏まえ、原則1年につき10日の特別休暇の付与、さらに不足する場合は病気休暇での対応を求めます。すでに制度化している自治体においては、さらなる拡充を求めます。また、リフレッシュ休暇など、労働者の生涯設計に応じた各種休暇制度の新設・拡充にむけ取り組みます。
- ⑤ 高年齢者の多様な働き方を確保する観点から高齢者部分休業制度の条例化を求める。すでに条例化されている自治体においても、制度の活用拡大にむけた周知などを求めます。

### 【長時間労働の是正と36協定の締結】

25. 長時間労働の是正と36協定の締結にむけて、以下の通り取り組みます。

- ① 厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン」、本部作成の「適正な労働時間管理のための職場チェックリスト」を踏まえ、交渉・協議と合意により、すべての労働者の始業・終業時間や休日労働の正確な実態を把握できる労働時間管理体制を構築します。
- ② 時間外勤務手当の財源を確保し、不払い残業の撲滅に取り組みます。
- ③ 条例・規則が定める上限時間を踏まえ、36協定または36協定に準ずる書面協定を締結します。とくに、労働基準法「別表第一」に該当する事業場にお

いて、協定の締結なく時間外労働が行われている場合は、法令違反にあたります。県本部は各単組の締結状況を確認し、長時間労働のは正に加え、法令遵守の観点からも速やかに36協定の締結にむけ労使交渉などに取り組むよう、単組を指導します。取り組みの推進にあたっては、本部作成の「36協定のてびき」（公務のための「0からはじめ36協定」）を活用します。

- ④ 条例・規則が定める時間外労働に関する上限時間は、長時間労働のは正が目的であることに鑑み、その運用状況を以下の点から点検し改善します。
  - ア 時間外労働の実態を明らかにさせ、恒常的な時間外労働が命じられている職場においては、業務量に応じた適切な人員配置等、縮減にむけた実効性ある取り組みを求める。規則等により設定された上限時間との差が生じている場合は、規則改正により上限時間を引き下げるとともに、職場ごとに36協定等により締結した上限時間の引き下げを求める。
  - イ 「他律的業務の比重が高い職場」として設定された業務・部署等を明確にするとともに実態を点検し、その縮小・廃止に取り組みます。
  - ウ 上限時間を超えて時間外労働を命じができる「特例業務」については、その業務（大規模災害など）の特定と職員の範囲、上限時間に関し交渉・協議を行い、労働協約または書面協定として締結します。なお、「特例業務」として上限時間を超える時間外労働が行われた場合は、労

使で当該勤務にかかる要因の整理、分析・検証を遅くとも半年以内に実施します。

- ⑤ 職場単位で、欠員や減員の現状、年間の勤務時間・時間外労働、年休・代休の取得の状況やテレワークの実態等を把握・分析し、業務量や任務分担の見直しを求めます。また、「他律的業務の比重の高い職場」の指定状況および特例業務の実態を踏まえ、必要な人員の確保に取り組みます。
- ⑥ 県本部は、自治体の時間外労働の上限規制の整備状況、単組の36協定の締結状況を把握するとともに、単組への支援を行います。本部は、全国の取り組み状況を踏まえて、総務省などへの対策を行います。
- ⑦ 週休日に勤務を命じられた場合に、事前に週休日の振替手続きが行われ、実際に指定の振替休日を取得できているか確認します。業務の都合で振替休日が取得できなかった場合は、週休日の勤務に対する手当支給を求めます。また、事前の振替手続きが取られず週休日に勤務が命じられた場合には、代休の取得と時間外勤務手当の支給の徹底を求める。

#### 【災害時における労働条件の整備について】

- 26. 頻発する自然災害に備え、被災時・応援時の労働条件について、事前に協議を行います。とりわけ、被災地への派遣は精神的・身体的に大きな負担が生じることから、長時間にわたる移動を労働時間として取り扱うなど、平時の運用と切り離した対応を求める。

#### 【人事評価制度等への対応】

- 27. 定年の段階的引き上げにあわせて、総務省が人事評価結果の活用（勤勉手当、昇給、昇任・昇格、分限）について一層圧力を強めています。改めて、評価結果の活用は給与・待遇等に影響を及ぼすため交渉事項であるということを労使で確認します。  
その上で、制度導入から実際の運用・検証まで労働組合としてしっかり関与し、人材育成や長期的なモチベーションの向上に資する制度とすることを基本に、上位昇給区分の原資を活用した賃金水準の確保などをめざすとともに、賃金水準の確保・改善の観点からも、早急に公正・公平な運用の確立に取り組みます。
- 28. 国の人事評価制度については、評語の細分化の見直しが行われましたが、これは国公の運用実態に基づいたものです。単組においては、引き続き、当該自治体の人事評価の評語および区分ごとの職員の分布など運用実態について明らかにし、国とは制度や実態ともに異なることを指摘しながら、機械的に国通りの見直しとならないよう、交渉・協議を行い、当局の姿勢・考え方の確認を行います。
- 29. 本部は、「人事評価制度の運用に関する調査」から抽出した好事例についての追加調査をまとめ、12月に学習会を行います。

#### 【公共民間労働者の賃金・労働条件改善】

- 30. 公共民間労働者の賃金・労働条件の改善にむけ、県本部・公共民間単組は、自治体単組と連携し、次の取り組みを行います。

① すべての単組で要求書を作成、提出し、労使交渉を実施します。要求書作成にあたっては、組合員の声を集約し現場の訴えに即したものとすることを基本に、職場討議を必ず行い決定します。

また、自治体準拠の単組においては、自治体の賃金や労働条件の改善が実施された場合、自治体と同様の実施を求める取り組みを進めます。

② 同一労働同一賃金の実現をめざして、自治体単組と連携して、必要な予算増額を自治体に求めます。制度改革の主旨とは異なる正規職員の労働条件改悪による低位平準化や採用募集における正規雇用から非正規雇用への置き換え、非正規労働者の雇い止めなどを許さず、労働者に負担が転嫁されることのないよう取り組みます。

③ 自治体に雇用されるすべての労働者と地域公共サービス民間労働者に適用する最低賃金として、自治体最低賃金の協約化（月額201,000円・日額10,050円・時間額1,297円以上<国公行（一）1級13号相当額>）を求めます。

④ 指定管理職場・委託職場単組は、賃金改善の原資を確保するため、指定管理料・委託料の積算において、自治体職員の賃金を基本とした人件費の積算を行うことや「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（公正取引委員会）等を活用し、指定管理料・委託料の引き上げを県本部・自治体単組と連携して自治体当局に求めます。

⑤ 公正労働基準に基づく自治体入札・

契約制度と委託費の改善、公契約条例の制定を求めます。

⑥ 総労働時間や時間外労働の縮減、年次有給休暇の取得促進等にむけ必要な人員確保に取り組みます。

⑦ 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の改正に対応し、次の通り育児休業・介護休業等を取得しやすい職場環境の整備に取り組みます。

ア 柔軟な働き方を実現するための措置について、組合との協議をすること。また、労働者に対する制度の周知と取得の意向確認の徹底

イ 子の看護休暇の対象範囲を小学校3年生修了までへの確実な延長とさらなる拡大

ウ 子の出生後8週間以内に4週間までの「産後パパ育休」の創設

エ 育児休業の分割取得

オ 申出期間の2週間前までの短縮

カ 育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定について、組合の意見を反映させること

キ 介護休業・介護休暇等の周知

ク 介護休暇等における有給化（介護休業の公的給付差額補填を含む）

⑧ 高年齢者就業確保措置による70歳までの定年引き上げなどの導入を求めます。一方、創業支援等措置（雇用によらない措置）のみの導入には反対の姿勢で臨みます。また、60歳以上であっても働きやすい職場環境を求める取り組みます。

## 【2024確定闘争の推進】

31. 2024自治体確定闘争の推進をはかるた

め、本部は、総務省公務員部長交渉などを実施します。人事委員会に不当な関与をしないこと、さらには、自治体に対して技術的助言とした不当な労使介入を行わないよう強く求めます。

32. 給与の増額改定にかかる所要額の財源措置を講ずるよう、本部は総務省に対応を求めます。

33. 単組は、2025年度自治体予算編成にむけ、人員確保分を含めた総人件費の確保のための財源充実を求める要求書を提出します。

本部は、必要な人員と地方公務員総人件費を確保するための地方財政確立を求め、総務省、国会対策を強化します。

34. 2024確定闘争の具体的な時期と戦術の基本については、次の通りとします。なお、2025年度第1回県本部労働条件担当者会議および第1回拡大闘争委員会で、情報共有と意思統一、闘争方針の補強を行います。

① 2024賃金確定闘争を産別統一闘争として推進するため、対自治体賃金確定闘争のヤマ場については、以下の通り設定します。

交渉ゾーン：11月第3週

全国統一行動日：11月15日（金）

② 自治体確定闘争に関わる戦術は、2時間ストライキを上限とします。なお、確定闘争に関わる賃金カット補償は、原則として2時間とします。

③ 上記①によることができない県本部は、本部と協議の上、ヤマ場を設定します。

④ 県本部は、人事委員会勧告後、速やかに単組が交渉を実施するよう行動指

示を行います。

⑤ 単組は、国の給与法の動向に関わらず、主体的な交渉・妥結をめざし、上記①に示したヤマ場にむけて交渉を積み上げることとします。

「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」にかかる課題については、拙速に妥結をはかることなく、合意にむけて十分議論と交渉を重ねます。

35. 本部は、各県本部の要求・妥結基準の設定状況や単組の現状把握など、産別統一闘争結集にむけたオルグ等を強化します。県本部は、この間の春闘および確定闘争の要求書提出・交渉実施状況を踏まえ、未実施単組に対するフォローアップを行います。

36. 本部は、各県本部における交渉の進捗状況や課題等について聞き取りを行い、ガルーン上で情報共有します。とくに、全国統一行動日前日については、最新状況を更新するなど速報性を高めます。県本部・単組は、この情報を活用し、交渉に臨みます。

37. 2024確定闘争前段のたたかいとして、2024現業・公企統一闘争第2次闘争＜全国統一闘争基準日：10月18日＞に取り組みます。

38. 県本部は、次の取り組みを行います。

① 2024確定闘争における取り組みの柱と重点的取り組み課題に基づき、県本部による到達目標・妥結基準の設定、確定ヤマ場に至る統一交渉日の設定、対県・市長会・町村会交渉の強化などにより、自治体賃金確定闘争を「県本部統一闘争」として推進します。

② 人事委員会勧告対策として、地方公

務員部会構成組織による人事委員会交渉＜別記1＞、県職共闘を軸としたブロック別の人事委員会交渉、大都市共闘を軸とした政令市・特別区人事委員会交渉を配置して取り組みます。また、対人事委員会交渉にあわせた全単組の参加による統一行動（総決起集会、交渉支援行動）を実施します。

- ③ 県人事委員会勧告後には、速やかに対県交渉を実施し、市町村における確定闘争の環境整備をはかります。
  - ④ 単組賃金担当者等を対象に、賃金制度に関する学習会を開催するとともに、単組での学習会等の実施にむけた支援を行います。
39. 単組は、勧告内容とその問題点を学習し、「要求－交渉－妥結（書面化・協約化）」の交渉サイクルの確立に取り組みます。また、本部・県本部が設定する重

点課題・妥結基準のほか、賃金到達にむけた単組課題や職場実態を踏まえた単組重点（優先）課題を必ず設定しますく資料①＞。

県本部が設定する到達基準の未到達妥結は、他単組の交渉に大きな悪影響を与えることから、統一行動日以前での妥結は、県本部との協議を前提とします。

さらに、組合員を対象に、賃金制度と自治労賃金闘争の理解を深めることを目的とした学習会を開催します。

#### 【賃金闘争あり方研究会の開催について】

40. 「賃金闘争あり方研究会」は賃金闘争の検証と時代の変化にあわせた到達目標のあり方を議論しています。具体の方針化につなげていくため、2025年度中の報告をめざし議論を続けます。

#### ＜別記1＞

#### 対人事委員会要求事項

1. 民間給与実態を精確に把握し、賃金水準を引き上げること。
  - (1) すべての職員の賃金を引き上げること。
  - (2) 一時金の支給月数を引き上げること。引き上げ分の配分にあたっては、期末手当に重点を置くこと。
  - (3) 人材確保の観点から、初任給格付けを国公8号上位とすること。
  - (4) 諸手当については、地域の実情を踏まえつつ、必要な改善を行うこと。住居・通勤手当については、地域の実情に応じた制度設計とすること。とくに、燃料費の高騰を踏まえて自動車等による通勤手当（および寒冷地手当）を引き上げること。
2. 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」については、一律に国の制度変更に準じた扱いとすることなく、自治体の実態を踏まえて主体的に検討すること。

- (1) 8級以上の給料体系の見直しについては、国と地方で在籍者数の実態に違いがあることから、現行の給料体系を維持すること。
- (2) 勤勉手当の成績率上限の引き上げについては、行わないこと。
- (3) 地域手当については、制度見直し、民間賃金指数の低下を理由とした引き下げをしないこと。人材確保難の状況を踏まえ、引き上げること。
- (4) 配偶者に対する扶養手当の見直しについては、当該自治体における支給実態を検証し、拙速な見直しは行わないこと。仮に見直す場合であっても総額原資を引き下げない範囲内で検討すること。
- (5) 通勤手当の支給限度額について、150,000円に引き上げること。
- (6) 再任用職員に対し、住居手当、寒冷地手当、特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。
3. 再任用職員の賃金水準と一時金を改善するとともに、扶養手当についても支給すること。
4. 会計年度任用職員は労働基本権が制約された労働者であることに加えて、職員に占める割合が相当程度にある実態を踏まえ、勤務条件の改善・確保のため主体的に役割を果たし、必要な勧告・報告を行うこと。
5. 会計年度任用職員の給料・手当等については、常勤職員との均等・均衡をはかること。休暇等についても、常勤職員と権衡をはかること。  
常勤職員との間に理由なく差が設けられている場合は、速やかに改善にむけた措置をとること。
6. 多様で有為な人材を確保する観点から、採用試験のあり方について検討するとともに、前歴を持つ職員の初任給格付けについて、国の運用を踏まえて改善すること。
7. 公務におけるワークライフバランスの実現、長時間労働是正にむけて、引き続き次の事項の実現に努めること。
- (1) 厳格な勤務時間管理と時間外労働に関する上限時間の設定状況、「他律的業務の比重が高い職場」として設定された業務・部署等の明確化と実態についての検証とその縮小・廃止、「特例業務」（大規模災害への対応などを含む）についての検証・対応
- (2) 労働基準監督機関としての役割・機能強化
- (3) 年次有給休暇取得の促進
- (4) 労働時間短縮のための積極的施策の推進
8. 勤務間インターバル制度を導入すること。インターバルについては11時間を基本とし、その際、インターバルによる出勤時間が所定労働時間の開始時間を超える場合は、その時間を勤務したものとして取り扱うことを原則とすること。フレックスタイムについては、勤務時間の設定について労働者の申告による制度として導入す

ること。

9. 両立支援制度の拡充として、子の看護休暇の対象期間、取得日数に加え、取得理由や対象者について法定以上に拡大すること。
10. 公務職場における男女平等の実現を人事行政の重要課題と位置付け、必要な施策の確立をはかること。とくに、地方公務員の男性の育児休業取得を促進するための具体的な施策を講じること。
11. セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどあらゆるハラスメントの防止にむけて、労働施策総合推進法およびパワーハラスメント防止指針、人事院規則の制定・改正を踏まえた実効性のある措置を推進すること。
12. 公務職場における障害者雇用の促進をはかるため、職場環境の整備を含め必要な措置を行うこと。とくに、障害者の法定雇用率の達成や障害者雇用促進法に基づく障害者に対する差別禁止、合理的配慮の提供義務などに十分対応すること。
13. 励告・報告にあたっては、組合との交渉・協議、合意に基づき進めること。

### 3. 職場の権利と勤務条件を確立する取り組み

#### 【公務員制度改革にむけた取り組み】

1. 2024年6月、ILO第112回総会において、2018年以来6年ぶりとなる公務員の労働基本権問題が基準適用委員会の個別審査にかけられました。委員会における議長集約（結論）は、日本政府に対し、消防職員の地位と労働条件の改善、刑事施設職員における団結権のあり方、自律的労使関係制度の検討などに関し、条約に沿って、労働側と使用者側の団体との協議を行い、2024年9月1日までに報告書を提出することを要請するものとなりました。

政府に対し、公務員全体の労働基本権の回復にむけて、ILOからの指摘を受け止め、自律的労使関係制度の具体的措置について真摯に検討・協議を行うよう、連合・公務労協と連携して強く求めます。

2. また、日本政府は基準適用委員会の個

別審査の締め括り発言で、「社会的パートナーを含む関係者と協力し、消防職員委員会の運用改善に取り組むこと」を明言しました。これにより、総務省・消防庁との定期的な意見交換の場が再開されました。自治労は、消防職員の団結権付与の追求を基本としながらも、消防職員委員会の見直しにむけ、全消協と連携して協議を進めます。

3. 立憲民主党が、公務員制度改革PTにおける検討・議論を経て、国民民主党および社会民主党とともに、第211回通常国会に共同提出（議員立法）した「公務員制度改革関連5法案（国家公務員法および地方公務員法等の改正法案）」について、早期の審議入りと法案の成立をめざします。

## 【消防職員の処遇改善にむけた取り組み】

4. 大規模災害発生時に派遣される緊急消防援助隊に対する手当等の処遇は、派遣元消防本部により支給条件に差があります。全消協は、地方公務員法が規定する給与の均衡の原則に反する消防本部間の格差解消と同一労働同一賃金の実現にむけて、処遇改善に取り組むとしています。とくに大規模災害時における「災害派遣手当」の増額（最低目標：日額2,160円）、時間外勤務手当の支払いなどの処遇改善を求めて、消防職員委員会に意見を提出します。

引き続き、自治労は全消協と連携し、処遇改善にむけて、以下の取り組みを進めます。

① 本部は、秋に自治労県本部消防担当者会議を開催し、消防職場の課題（手当支給、人員確保等）の共有をはかります。また、県本部は、担当者会議で示された課題を単組と共有します。

② 単組は、単協における消防職員委員会への意見提出や議会への働きかけの取り組みを支援します。とくに、消防職員委員会の審議結果を消防長が尊重することを求めるとともに、手当支給にむけて首長部局および議会への働きかけを行います。

また、すでに消防職員委員会が開催済で、処遇改善に関する意見を提出できなかった場合は、年度の後半にも委員会の開催を求めます。

③ 県本部は、単組とともに、これらの単協の取り組みを支援します。また、消防職員委員会で意見提出した項目について、確定闘争期における自治体要

求項目にも盛り込むこととし、単組は単協とともに当局に要求を行います。

## 【労働安全衛生の確立と快適職場づくり】

5. 労働安全衛生の確立と快適職場づくりにむけて、県本部、単組は以下の取り組みを行います。

① 県本部は、10月18日までに安全衛生月間の取り組み報告を集約し、本部に提出します。本部は、集約結果を踏まえ、課題を整理し、県本部・単組での好事例を共有します。

② 安全衛生委員会において、時間外労働の実態を個人別・職場別に報告させるとともに、とくに過労死基準といわれる月80時間を超える場合や、時間外労働が常態化している職場については、その要因を明らかにさせるとともに、具体的な対応策を示すよう求めます。また、特例業務が行われた場合の要因の整理、分析・検証を実施させます。

③ 長時間労働を行った職員に対する医師による面接指導など健康確保措置の強化を求めます。とくに1月80時間超の時間外労働を行った職員については、申出の有無に関わらず医師による面接指導を実施することを確認します。

④ メンタルヘルスの相談体制や職場復帰体制の改善策の実施などの取り組みを進めます。

⑤ 労災保険法が適用されない会計年度任用職員、非常勤職員などへの条例による公務災害補償（地公災法第69条）については、基金および労災保険法による補償との均衡を踏まえた制度を条例で定めることが義務付けられています。

す。そのため、単組においてもこの条例が適切に整備・運用されているか点検し、必要な対応を求めます。

6. 本部は、2025年2月6～7日に、労働安全衛生集会を開催します。

#### 【能登半島地震被災地における安全衛生の確保にむけた取り組み】

7. 能登半島地震発災から7ヵ月が経過し、被災自治体の職員の過重労働やメンタルヘルス、感染症および石綿曝露など、さまざまな課題が山積しています。また、行政支援のための自治体職員の被災地派遣も踏まえ、以下の取り組みを行います。
- ① 本部は、安全衛生対策について、総務省や地方公務員災害補償基金などの関係機関への働きかけを強化します。
- ② 単組は、被災者対応にあたる職員の勤務時間や業務内容の実態を把握し、交代で休暇を取得できるよう求めるとともに、次の勤務までの勤務間インターバルの確保にむけて取り組みます。また、時間外労働が長時間になつている場合は、当局に対し、医師による面談の実施を求めます。
- ③ 被災地での活動は石綿曝露の危険性があることから、単組は、当局に対して曝露防止対策を徹底するよう求めます。
- ④ 県本部・単組は、本部作成の「惨事ストレスとメンタルケア 災害支援参加のあなたへ 必読書」「災害対応職員 1000時間後のあなたへ 現実への帰還のために 必読書」を活用し、組合員のメンタルヘルス対策を行います。とくに、発災後、継続して被災地対

応にあたってきた職員は心身の疲労が懸念されます。ストレスチェックの実施など、当局に対し、職員の健康状態の把握と対策に取り組むよう求めます。

- ⑤ 単組は、能登半島地震に関わって、ア) 自治体からの要請に基づく支援活動については職務命令(公務出張)による取り扱いとすること、イ) 自主的な支援を希望する職員についてはボランティア休暇等の対応を求めて取り組みます。
- ⑥ 県本部は、被災自治体で災害対応にあたる職員、および行政支援に伴い被災地の災害対応業務にあたる職員の適切な勤務・労働条件、安全衛生の確保にむけ、単組における交渉実施を促進し、交渉状況を把握するとともに、必要な助言・指導を行います。

#### 【ハラスメント防止の取り組み】

8. 本部は、連合や他産別と連携し、カスタマーハラスメント防止の措置義務の法制化にむけて、国会・省庁対策等を進めます。
9. セクハラやパワハラについては法律上の措置義務があることから、単組は実効性ある措置を当局に求めます。
10. 首長や議員から職員へのハラスメントを防止するため、議会での条例制定を求めます。また、ハラスメントの通報を受けた場合、プライバシー保護を確保した上で、行為者に対する措置を適正に行うよう求めます。

#### 【労災認定基準改定への対応】

11. 2021年9月の労災基準改正を踏まえ、

公務災害においても脳・心臓疾患による過労死の認定基準が、勤務時間以外の負荷要因を含めて総合評価する方式に改正されました。これを踏まえ、改正基準の適切な運用を求めていきます。

また、精神疾患等による長期病休職員の職場復帰にむけた「試し出勤」時における公務災害の適用基準と運用の具体化を求めます。

12. 地方公務員の精神疾患等認定基準は、精神疾患悪化の公務起因性が認められる要件の見直しや、精神疾患事案や自殺事案にかかる医学的知見の収集の合理化などがはかられました。これらを踏まえ、適切に運用されるよう求めます。

13. 労災基準の改正にあわせて、地方公務員の公務災害の認定基準は見直されていませんが、カスタマーハラスメントについて、労災や国公災基準と同様に対応する必要があります。地公災における既存の認定基準の業務負荷類型「住民等との公務上での関係」（住民からのひどい嫌がらせ、いじめ）について、基金が適切な運用を行っているか確認します。

#### 【失職特例条例の制定を求める取り組み】

14. 単組・県本部は、地方公務員法第28条に基づく失職の特例を認める条例の制定を求めます。

各自治体の分限条例に「任命権者は地方公務員法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その刑の執行を猶予せられた者については、情状によりその職を失わないものとすることができる」との条文の追加を求めます。また、特例を「公務中の事故」等に限定している自

治体についても、上記の条文への修正を求める、実効性の確保をはかります。

#### 【権利闘争の推進】

15. 職場での権利問題に対応した「知るは力 100問100答」を改訂します。デジタル版として再編集し、2024年中にじちらうモバイル上で限定公開します。

16. 地方公務員に関する判例や各地での闘争事案について経験交流をはかるため、自治労顧問弁護団会議を11月26日に開催します。

#### 【公正労働実現のための取り組み】

17. 公務職場においては、以下について取り組みます。

① 教員の長時間労働が問題となる中で、残業代の代わりに基本給の4%を上乗せする「教職調整額」を10%以上にすること等を盛り込んだ教職員給与特別措置法（給特法）の改正案が2025年の通常国会に提出される見込みとなっています。改正案では長時間労働の解消にはつながらないことから、「教職調整額」の導入・引き上げではなく、時間外労働をした場合には、全額支払われるよう取り組みます。

また、自治体の判断で「1年単位の変形労働時間制」を導入することが可能となっていますが、安易な条例化はさせないことを基本に取り組みを進めます。

② 副業・兼業を行う労働者の労働時間管理や健康管理を求めていきます。公務職場でも、副業・兼業が認められているパートタイムの会計年度任用職員

について、割増賃金の支払義務が生じる場合があることについて当局に確認を求めていきます。

また、複数就業者に対する労災保険の給付算定において複数事業場の賃金が合算されること、複数事業場における業務上の負荷を総合的に評価することとされています。地方公務員災害補償法等が適用される地方公務員については労災保険給付との通算が認められないことから、労災保険との均衡を失しないよう省庁対策等に取り組み、必要な措置を求めます。

18. 厚生労働省の「同一労働同一賃金ガイドライン」を活用し、不合理な労働条件の解消・是正を求めます。同時に、労働契約法第18条を活用した有期契約5年超の労働者の無期契約への転換に取り組みます。

19. 厚生労働省「労働基準法関係法制研究会」において、①今後の労働基準関係法制の法的論点の整理、②働き方改革関連法の施行状況を踏まえた、労働基準法等の検討などの議論が進められています。労働基準関係法制の規制解除・適用除外を労使に大幅に委ねる仕組みや、高度プロフェッショナル制度の対象拡大など、労働規制を緩和する動きについては反対し、連合に結集し取り組みます。

また、賃金のデジタル払いについては、導入させない立場で取り組みます。

20. 法制審議会で担保法制の見直しに関する議論が行われていますが、担保の範囲の拡大によって、労働債権の引き当て財産が減少する懸念があります。ILO第173号条約（労働債権の保護）の趣旨を

踏まえて、労働債権の優先順位の引き上げを求めるます。

21. 2023年4月に特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が成立し、個人請負やフリーランスなどの「曖昧な雇用」で働く就業者の法的保護が強化されました。しかし、この法律には「労働者性の判断基準」の見直しが盛り込まれていないことから、判断基準の見直し・拡充を求めるます。
22. 地方公務員に対して懲戒処分とともに、分限処分が併科される例が報告されています。また、地方公務員は公益通報者保護法が適用されますが、通報が信用失墜や秘密保持義務に違反するとして、懲戒処分の基準にあたるとされるケースがあることから、処分基準や運用を点検し、見直しを求めるます。

#### 【地方公務員共済制度をめぐる取り組み】

23. 社会保障審議会における年金、医療・介護サービスに関する議論を注視するとともに、職域の相互連帯により、保険者機能を強化することを通じ、共済制度を充実させる観点で、連合と連携して取り組みます。
24. 短時間労働者の公務員共済の短期共済等への適用、データヘルス計画など、地方公務員共済をめぐる課題に対応するため、共済対策委員会を開催し、対応を進めます。とくに、マイナンバーカードに関する各種対応は、共済組合の過重な業務負担となることから、業務面への影響を注視し、省庁対策など必要な対応をはかります。  
また、地方公務員共済組合の組合側委

員の選出規定の見直しを求める。あわせて、地方議員の共済への加入に関する議論を注視します。

25. 7月3日に社会保障審議会年金部会で、5年に一度の公的年金制度の財政検証結果が公表されました。結果を踏まえ、年金制度改革の議論が始まるところから、共済制度に関する当面の課題について意思一致をはかるため、10月23日に地方公務員共済対策会議を開催します。
26. 地方公務員共済組合連合会等の年金積立金の運用について、地方公務員共済組

合連合会および各共済組合の運営審議会や地方公務員共済資金運用委員会において、運用状況の監視・確認を行います。政府は、経済の成長と国民の資産所得の増加をはかるとして、「資産運用立国実現プラン」を掲げていますが、引き続き、安全性・確実性を優先する観点から慎重な運用を求めていきます。

27. 地共連や各共済組合に対して、ESGを考慮した社会的責任投資（SRI）のさらなる拡大を運営審議会等で働きかけます。

## 2024確定闘争 統一要求基準（案） ＜自治体単組の要求モデル＞

- ※ 統一要求基準＜自治体単組の要求モデル＞の使用方法について  
全単組で必ず要求する項目およびⅠの基本項目は、原則要求書に入れてください。  
Ⅱの個別項目は、単組・県本部の実情にあわせ、達成できていない項目の内、今確定闘争で要求を行いたい項目をピックアップし、要求書に入れていただくようお願いします。
- ※ 新規の要求項目については（新設）とお示ししています。また新規の解説には、文頭に★マークをつけています。
- ※ 国公行（一）の俸給額は、給与法改正後の2024年4月1日時点の額としています。

### I 2024要求の基本項目

- (1) すべての職員の賃金を引き上げること。
- (2) 一時金の支給月数を引き上げること。引き上げ分の配分にあたっては、期末手当に重点を置くこと。
- (3) 諸手当については、地域の実情を踏まえつつ、必要な改善を行うこと。とくに燃料費の高騰を踏まえて自動車等による通勤手当（および寒冷地手当）を引き上げること。
- (4) 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」への対応にあたっては、賃金水準の維持・改善の観点から、独自の措置を講じること。（新設）
- (5) 多様で有為な人材を確保する観点から、採用（試験）のあり方について検討すること。中途採用者の給料は、職務の内容や責任、職務経験等を考慮して定めることとし、他の職員との均衡の観点から、同学年の新卒採用者の給料を基本として、昇格・昇給の運用について改善すること。
- (6) 民間と公務の初任給水準の格差が拡大していることから、初任給格付けを引き上げること。昇格、昇給等の賃金決定基準の改善、上位昇給の活用などによって、職員の賃金水準を維持すること。とくに、中堅層の改善のため、38歳で4級に到達するよう、在級期間を短縮すること。（一部新設）

- (7) 人事評価制度および結果の賃金等への反映については、自治体の実情を踏まえることとし、労使合意を大前提に、賃金に差をつけることを目的としないこと。上位昇給の活用については、人材育成や長期的なモチベーション、賃金水準の確保・改善から、公正・公平な運用とすること。
- (8) 会計年度任用職員の給料・手当について、常勤職員の給与改定に対応した改善を行うこと。改定にあたっては、常勤職員と同様に遡及改定を行うこと。
- (9) 会計年度任用職員の給料・手当について、常勤職員との均衡・権衡をはかること。休暇等についても、常勤職員と権衡をはかること。常勤職員との間に理由なく差が設けられている場合は、速やかに改善にむけた措置をとること。
- (10) 公務における働き方改革を着実に推進するため、労働時間を適正に把握するとともに、36協定締結義務職場での確実な締結、締結義務のないすべての職場における36協定に準じた協定の締結、年次有給休暇の取得促進をはじめ適切な対応をはかり、長時間労働を是正すること。
- (11) 人件費にかかる必要な財源を確保すること。
- (12) 賃金・労働条件の決定にあたっては、労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告および人事委員会勧告等も踏まえながら、労使交渉・協議の実施とそれに基づく合意によるものとし、労使による自主決着をすること。また説明責任を果たすこと。賃金・労働条件の変更については、計画段階からの事前協議を徹底すること。

## II 2024要求の個別項目

### 1. 賃金要求

#### (賃金水準)

- (1) 高卒標準労働者の賃金水準（給料月額）を、下記以上とすること。

35歳 293,807円 (国公行(一) 3-31水準 294,400円)

40歳 343,042円 (国公行(一) 4-39水準 344,100円)

- 自治労は2017年から、2017年実施の賃金実態調査を基準に、賃金PT報告に基づく算出方法により、賃金到達目標（ポイント賃金）を上記の通り設定し、引き続き2006給与構造改革前の賃金水準到達をめざすことにしました。具体的には、2006給与構造改革により引き下げられた4.8%と、2015給与制度の総合的見直しにより引き下げられた2.0%を加えた6.8%を、2017年度賃金実態調査における実在者中央値に乗じて算出しています。
- その他、「ラスパイレス指数100を最低水準」として単組の到達状況を踏まえて実現可能な賃金要求基準を設定します。
- ★ ポイント賃金、地域手当を含む全国平均賃金水準指標については、この間の賃金改定により実在者賃金と目標との逆転もみられるため、今年度は30歳のポイント賃金と地域手当を含む全国平均賃金水準指標を示していません。新たな指標については、賃金闘争あり方

研究会での議論を進めます。

- 県本部は、上記到達目標と単組の到達状況を踏まえて、それぞれ実現可能な賃金要求基準を設定します。

(2) 国の給与構造改革前の賃金水準に回復することを基本とし、賃金改善を行うこと。

- 単組は、県本部が設定する要求基準に基づき、単組における賃金要求を設定します。
- 具体の賃金改善については、後掲の「3. 賃金決定基準の改善」を参照のこと。

### (自治体最低賃金)

(3) 自治体に雇用されるすべての労働者とすべての地域公共サービス民間労働者の最低賃金を月給201,000円（国公行（一）1級13号）以上、日給10,050円（月額／20日）以上、時給1,297円（月額／20日／7時間45分）以上とすること。

- 連合は2024春闘において、生活を賄う観点と初職に就く際の観点を重視し、「底支え」として時給1,200円以上を提起しています。月給に換算すると198,000円になります（月給換算は賃金センサスの所定内実労働時間全国平均165時間で算出）。

- 2024年度の最低賃金<sup>(※)</sup>は（2024年10月発効）、最高1,163円、最低●円、全国加重平均は●円となっています。

(※) 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金であり、臨時に支払われる賃金、賞与など1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外割増賃金、通勤手当、皆勤手当、家族手当などを除外したものが対象となる。

地方公務員に関しては、現業職員、企業職員には最低賃金法が適用されるが、それ以外の職員には適用されない。これは「給与が条例で定められているので本法については適用を除外している」（発基第一一四号）のであって、そもそも法律は自治体が条例で定める賃金が最低賃金を下回ることを想定していないということに留意が必要である。

- 国家公務員の初任給（2024年度）は下記の通りです。一般職の高卒初任給は行（一）1級5号=188,000円であり、時給換算（月162.75時間で算出）すると1,155円と、最低賃金の全国加重平均●円は上回りましたが、連合が掲げる水準には及ばない状況です。

地方公務員（現業、公企職員を除く）は最低賃金法が適用されませんが、そもそも法律は職員の賃金を定める条例が最低賃金を下回ることを想定していないことであって、当然、賃金水準については最低賃金を上回るものとして整備しておかなければなりません。

総合職(大卒)：行(一)2級 1号 230,000円

一般職(大卒)：行(一)1級 25号 220,000円

一般職(高卒)：行(一)1級 5号 188,000円

\*選考採用・一般職(高卒)の初任給は、行(一)1級 1号 183,500円

<参考> 国公の高卒職員の初任給を時給換算すると

地域手当 0 %・非支給地

$\Rightarrow 188,000\text{円} \div 162.75\text{時間} = 1,155\text{円}$   
 地域手当公の平均支給率5.45% (※)  
 $\Rightarrow 188,000\text{円} \times 105.45\% \div 162.75\text{時間} = 1,218\text{円}$   
 ※ 地域手当の平均支給率は2023年度地方公務員給与実態調査より算出  
 東京都23区・地域手当20%  
 $188,000\text{円} \times 120\% \div 162.75\text{時間} = 1,386\text{円}$   
 1ヵ月の労働時間は21日 = 162.75時間で時給を算出しています。  
 最低限の措置として最賃法上の水準をクリアすることは当然のことですが、人材確保上の観点からも自治体で働く労働者に適用する最低賃金をどうするのか、初任給の水準をどうするのかが重要になっています。

## 2. 一時金

- (1) 一時金の支給月数を引き上げること。引き上げの配分にあたっては、期末手当に重点を置くこと。
- (2) 勤勉手当への成績率の一方的な導入（再任用含む）・拡大を行わないこと。勤勉手当の成績率の運用については、十分な労使交渉と合意によること。

- 内閣人事局によると（2020年9月公表）、国家公務員の能力評価および業績評価の分布は次の通りです。

	S	A	B	C	D
能力評価 (2018.10～2019.9)	9.1%	53.2%	37.2%	0.4%	0.0%
業績評価 (2019.10～2020.3)	11.2%	52.1%	36.3%	0.4%	0.1%
業績評価 (2019.4～2019.9)	10.0%	51.8%	37.8%	0.4%	0.0%

- 評価基準など人事評価制度の設計ならびに運用実態は自治体ごとにさまざまであり、上位評価者が大きな塊という結果の国公とは異なることから、国にならい、勤務成績が良好な職員等の成績率を引き下げないよう、交渉・協議を行います。

## 3. 賃金決定基準の改善

### (在級期間の短縮と到達級の改善)

- (1) 標準的労働者が38歳で4級（到達済単組は45歳で5級）に到達できるよう、在級期間を短縮すること。また、等級別基準職務表において、係長・同相当職を国公行（一）4級水準、課長補佐・同相当職を同6級水準格付けとすること。（新設）

- ★ 自治体では、応募者の減少に加え、中堅層を含めた離職者の増加が課題となっています。中堅層が、昇格の停滞や賃金の伸び悩みを感じることなく、今後の処遇に見通しをもって働き続けられるような運用改善が必要です。

そのため、今確定闘争では、ポイント賃金に加え、運用改善の具体的目標として、昇格目標「38歳4級到達」を掲げました。これは、2022年度自治体賃金等制度調査で各単組に回答いただいた「高卒・大卒標準労働者の標準的昇格年齢」の上位25%が達成している数値であり、これを目標として底上げに取り組むものです。

- ★ 38歳4級到達をめざすための、各級の昇格年齢については、下記に目安を示しますので、参考としてください。こちらについても、おおむね「高卒・大卒標準労働者の標準的昇格年齢」上位25%の回答となっています。

【昇格目標の目安】 2級…25歳、3級…29歳、4級…38歳、5級…45歳

### (中途採用者の賃金)

(2) 中途採用者の給料は、職務の内容や責任、職務経験等を考慮して定めることとし、他の職員との均衡の観点から、同学年の新卒採用者の給与を基本として、昇格・昇給の運用について改善すること。

- ① 民間経験等のある中途採用者の初任給格付けについては、国の経験者採用試験採用者に準じて、採用者の有する能力、知識経験、免許等を考慮して具体的に就ける職を決め、その者の従事することになる職務（ポスト）に応じて級決定を行うこととし、2級以上の初任給格付けを可能とすること。

また、人事院規則にあわせ、在級期間の短縮（5割）、最短昇格期間（1年）の適用を可能とするよう、規則を改正するとともに、運用を改善すること。

- ② 号給の決定については、初号制限を撤廃するとともに、民間職務経験を100%換算とし、5年超の職務経験についても12月換算とすること。

- ③ 中途採用者の初任給決定の変更にあたっては、必要な在職者調整を行うこと。

- 近年、自治体においても中途採用、経験者採用が増えていますが、初任給格付けの低さや昇格の遅れなどにより、同様の職務を担う職員に比べて給料が極端に低い場合などが存在します。人材確保の観点からも、国における基準の明確化を機に、改善に取り組む必要があります。

#### ● 前歴を有する中途採用者の級・号給の格付け（経験者採用試験を除く）

中途採用者の職務の級については、「初任給基準表」の級を基礎とし、採用前の経験を民間等の経験年数に相当する期間在職したものとみなし、「在級期間表」による最短期間で昇格させたものとして決定することを求めます。号給については、「経験年数換算表」に基づき得られた経験年数により加算するとともに、各自治体における標準の昇格年数で昇格したとして昇格時対応号給表を適用し、初任給の調整を行なうこととします。

また国公においては、職務にその経験が直接役立つと認められるとされる職務経験については、60月（5年）を超える経験年数についても12月で除すこととされていることから、同様に取り扱うこととし、自治体においても改めて点検が必要です。

なお、中途採用者の初任給格付けについては、2006給与構造改革に伴い、初号制限（初任給格付けする号俸が上位の級の初号の額を超えない）が撤廃され、これに準じて自治体でも廃止されています。初号制限が残っている場合には、直ちに撤廃するとともに在職者調整を行うよう求めます。

### ● 「直接役立つと認められる職務」の解釈について

人事院は、2022年9月に各府省に対し給与局長通知「民間企業等からの採用時の給与決定及び職員の昇格の柔軟な運用について」を発出し、民間経験の取り扱いについての解釈を示しました。具体的には、経験年数換算表の「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務」について、「各府省固有の所掌分野に限らず、各府省共通の職務に役立つ汎用的なスキル（説明能力、調整能力、企画能力等）を活用して職務に従事していた期間であっても、100分の100の換算率で換算することができる」としています。これは、省庁からの照会に対する回答をあらためて明文化したものであり、民間経験を持つ者の給与水準を直採用者と均衡させるという考え方をより幅広に取り扱うとしている点で、大きなポイントとなります。（自治労情報2022第0159号（2022年9月15日）を参照のこと）

### ● 経験者採用試験による中途採用者の級・号給の格付け

国公では、経験者採用試験により職員となった中途採用者の職務の級については、採用者の経験年数にかかわらず、部内均衡にも配慮して、その者が従事することになる職務にふさわしい級に決定することとされています（人事院規則9-8第11条第3項）。号俸の決定については同様に、当該採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有する者が、当該採用者と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該採用者の有する能力等を考慮して決定することとされています（同第12条第1項第2号）。

### ● 採用後の昇格

国公では、民間企業等を含めた経験が十分にあり、部内の他の職員との均衡を失すると認められる場合、昇格させようとする日以前の経験年数が、最短昇格期間以上であれば、在級1年で昇格が可能となっています。また、勤務成績が特に良好であるときは、5割まで短縮した在級期間での昇格も可能です。

経験者採用試験による中途採用者の場合については、採用後、最初に昇格させる場合、通常の昇格要件で部内の他の職員との均衡を失すると認められる場合、直近の能力評価および2回の業績評価が一定の要件（B以上など）を満たせば、在級期間1年で昇格することも可能となっています。

国公にこうした制度があることも参考に、制度を活用することも有効です。また、国と地方では、採用年齢が異なることから、とくに採用年齢を高く設定している自治体においては、経験者採用試験以外の場合であっても国の経験者採用試験に基づく給料決定に準じて取り扱うなど新卒採用者との格差を生じさせない形での取り組みが必要です。

### （初任給、昇格、昇給の運用基準等）

- (3) 初任給基準については、最低賃金の全国および各都道府県の引き上げの状況や、人材確保等の観点からも、国公8号上位とすること。
- (4) 給料表を国公行(一)8級水準以上の構造とすること。
- (5) 少なくとも組合員の範囲において国公行(一)6級水準に到達するよう運用をはかること。
- (6) すべての在職者が定年まで昇給が可能になるよう、号給を延長すること。
- (7) 50歳台後半層職員の昇給抑制と昇格制度の見直しを実施しないこと。
- (8) 昇格・昇給の運用については、十分な労使交渉・協議、合意の上で決定すること。
- (9) 4号給を超える昇給区分については、8号給5%、6号給20%相当とし、標準以

上の評価を受けたものを上位昇給の対象として、公平な運用によって賃金水準を確保すること。

- (10) 4号給を下回る昇給区分については、処分など客観的な事由に限ること。
- (11) 一般職員ならびに再任用職員の勤務実績の給与への反映に関わる基準については、十分な交渉・協議、合意を前提にすること。
- (12) 採用・配置・登用、昇任・昇格などの男女別の実態を明らかにし、男女間格差のは正措置を行うこと。

- 自治労の賃金等制度調査では国公の初任給基準の8号上位である行(一)1級13号に到達している自治体単組は4.5%にとどまります。1級13号に到達していない単組については、最低限現行初任給基準の4号上位を勝ち取ることをめざします。

・ 2022年度自治体賃金等制度調査結果 <高卒初任給の給料月額>

国公行(一)	自治体計	都道府県	政令・県都市	一般市	町村
1級5号未満	4.4%	4.7%	28.8%	4.4%	2.0%
1級5号以上	68.2%	30.2%	42.3%	60.5%	82.1%
1級9号以上	19.2%	62.8%	26.9%	24.8%	10.0%
1級13号以上	4.5%	-%	1.9%	7.9%	2.4%

- 組合員として到達できる最高級については、中央値でみると5級となっていますが、団体区分別の到達割合をみると下記の表のようになっています。

定年引き上げに伴う役職定年制の導入により、管理職手前の級の在級者が増えることが想定されます。従来の昇任・昇格スピードを遅らせず、中堅層の昇格を確保するため、ポストの確保や定数管理の弾力化など柔軟な対応をはかるとともに、組合員の到達級の引き上げを求めてます。

<組合員として到達できる最高級（2022年4月時点）>

	自治体 計	都道府県	政令・ 県都市	一般市	町村	一部事務 組合・広 域連合
国公5級相当以上 (393,000円以上)	46.1%	51.2%	50.0%	54.2%	39.1%	35.4%
国公6級相当以上 (410,200円以上)	9.7%	37.2%	40.4%	11.3%	2.9%	7.6%

自治労「2022年度自治体賃金等制度調査」より

- 総務省からの指導・助言のもとで、国家公務員にならない、55歳超の高齢職員について、昇給区分が標準（C区分）以下の職員は昇給しないこととしている自治体もあります。定年年齢が65歳まで引き上げられるなか、10年近くも昇給しないこととなり、高齢職員のモチベーション維持の観点からも、55歳超職員についても昇給できる仕組みを確保することが必要です。総務省調べでは、昇給抑制が国と同様に措置されていない自治体は8都道府県、7政令市、908市区町村です。国とは異なる運用をしている自治体は相当数あることから、55歳を超える職員の昇給措置の確保に取り組みます。
- また、多くの自治体では、国と同様に高位の号俸から昇給した場合の俸給月額の増加額を縮減する昇給抑制が行われています。総務省調べでは、昇給時の給料の上昇幅の抑制措置なしの自治体は1都道府県、8政令市、453市区町村です。
- 初任給基準、到達基準等については、2022年度賃金等制度調査、2023年度賃金実態調査等

をもとに単組の実態を確認し、交渉にあたります。

- ★ 2023年から、女性活躍推進法に基づき職員の給与の男女の差異が公表されています。単組は公表内容の点検を行い、差異の要因について当局に追及します。県本部は、県内単組の状況の突き合わせを行います。

#### (再任用者の賃金)

- (13) 再任用者の給料表・一時金を引き上げること。また、扶養手当を支給すること。  
(14) 再任用者の賃金は、国公行(一) 4級再任用賃金 (279,700円) 以上とすること。  
(15) 職務の軽減を希望する職員以外は、再任用者が担っている業務実態等にあわせ、定年延長職員と同様に、退職時の職務・級での任用格付けを行うこと。

- 再任用職員の職務や級の位置づけについても多くの自治体で定年前に比べ低位に置かれ、給料も級ごとに單一号給（俸）とされてきました。2023年度から定年の引き上げの開始に伴い、定年前再任用短時間職員、暫定再任用職員（フルタイム、短時間）が導入されました。職務・級の格付けなどについては、知識、技術、経験等の従前の取り扱いを抜本的に見直すこととし、給与も60歳超の常勤職員との均衡をはかる必要があります。定年前再任用短時間職員および暫定再任用職員についても、60歳超の職員と同様に退職時と同様の職務・級に格付けすることを基本とし、最低到達基準として、全単組において国公行(一) 4級再任用賃金以上を要求し、諸手当の支給とあわせて水準の確保を求めます。なお、職務の軽減を希望する職員については、当該職務に対応した格付けとすることとします。

#### (任期付職員および臨時的任用職員の賃金)

- (16) 任期付職員および臨時的任用職員の給料・諸手当の支給、昇給・昇格等については、任期の定めのない常勤職員に適用する基準に基づき行うこと。

- 総務省は「任期付職員の任用等について」（総行公第44号、総行給第18号、2018年3月27日）において、「初任給の決定、昇格、昇給等について、常勤職員に適用される基準に準じて適切に運用すること」を要請しています。あわせて再度の任用についても「任期終了後、改めて適切な募集を行い、競争試験又は選考による能力の実証を経た上で、結果として再度同一の職に任用されることは妨げられない」と容認する考えを示しています。
- 臨時職員（地方公務員法第22条の3）については、従前とは任用と給与の取り扱いが異なるため留意が必要です。総務省は会計年度任用職員制度の事務処理マニュアルの中で、改正法施行後の臨時職員については、「改正法においては……『常時勤務を要する職に欠員を生じた場合』に該当することを新たな要件に加え、常勤職員の任用を予定し得る地位に現に具体的な者が充当されていない場合に限定しています」（常勤職員が行うべき業務以外の業務に従事する職、パートタイムの職への任用は不可）。給与についても「常勤職員に適用される給料表及び初任給基準に基づき、学歴免許等の資格や経験年数を考慮して適切に決定する……常勤職員と同等の職務の内容や責任を有する場合に、下位の級に格付けを行ったり、各級の最高号給未満の水準を上限として設定したりするといった取り扱い

は改める必要があることに留意」するよう求めています。

また、特別職非常勤職員（地方公務員法第3条第3項第3号）については、専門的な知識経験または見識を有する者が就く職に限定されており、従前のような取り扱いが認められていませんので、この点にも留意が必要です。

#### 4. 諸手当の改善

##### (1) 時間外勤務手当

- ① 時間外勤務手当の割増率を引き上げること。
- ② 月45時間超60時間以下の時間外勤務時間にかかる割増率を30/100以上とすること。
- ③ 代替休暇の導入にあたっては、本人の自由選択制を確保すること。
- ④ 時間外勤務手当と休日勤務手当の時間単価額は、労働基準法方式により算定すること。
- ⑤ 時間外勤務の実態を踏まえ、必要な時間外勤務手当財源を確保し、全額支給を徹底すること。

- 労基法（2010年4月施行）では、月60時間を超える時間外労働に対しては50%以上の割増率とすることが義務化されています。また、45時間を超える時間外労働に対しては、25%の法定割増率を上回るよう努力義務が課せられています。
- また同法により、労使協定によって、法定割増賃金率引き上げ分の支払いに代えて、有給休暇を付与することが可能になりました（代替休暇制度の創設）。自治体においては、時間外勤務手当の支払いを原則とし、仮に代替休暇制度を設ける場合でも、本人の自由選択制を確保します。
- 時間外勤務手当の算定は、労基法による算定方式と人事院規則による算定方式は異なります。労基法の算定方式は、地方公務員にも適用されることから、自治体において人事院規則による算定が行われている場合は、直ちに労基法方式に変更する必要があります。

<労基法方式>

(給料月額+扶養・通勤・住宅手当を除く毎月決まって支給するすべての手当) × 12月

(所定労働時間 : 38.75時間 × 52週) - (1日の所定労働時間 : 7.75時間 × 年間休日日数\*)

\* 祝日年末年始

<人事院規則方式（国家公務員）>

(俸給月額+地域手当) × 12月

1週間あたりの勤務時間 : 38.75時間 × 52週

(2) 地域手当については、組合員の賃金水準を維持・改善するよう措置すること。

(3) 特殊勤務手当については、国家公務員の手当の種類および額を最低として改善すること。また、国家公務員に存在しない業務や、給料表の適用の差異により必要性が認められる業務に対する手当を支給するよう、条例・規則の改正を行うこと。とくに、災害応急等作業手当について、総務省通知を踏まえ、支給対象業務の拡

大、単価の改善等を行うこと。（※条例・規則が未整備の単組は「条例化を行うこと」）

また、大規模災害発生時に派遣される緊急消防援助隊の災害派遣手当の増額（最低目標：日額2,160円）など処遇改善を行うこと。（一部新設）

- (4) 扶養手当については、自治体ごとに経過や実情が異なることから、拙速な見直しは行わないこと。また、血族要件を廃止すること。
- (5) 住居手当については、地域の実情に応じた制度設計とすること。また、自宅（持家）にかかる住居手当の継続・復元を含めて改善すること。
- (6) 通勤手当については、国と地方では交通事情等が異なることから、地域の実情に応じた制度設計とすること。とくに、燃料費の高騰を踏まえ、自動車等による通勤手当の引き上げを行うこと。
- (7) 寒冷地手当については、勧告および燃料費の高騰を踏まえ引き上げること。「メッシュ平年値2020」に基づく引き下げについては、現行水準を維持すること。
- (8) 生活関連諸手当の支給における世帯主要件等、ジェンダー平等な取り扱いの規定となるよう見直すこと。

● 特殊勤務手当は「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する」とされており（給与法第13条）、国公では27種類の手当が存在します。自治体には国に存在しない業務が多く存在しますが、「具体的にどのような勤務が該当するかは個々の勤務形態ごとに客観的に判断するほかない」（逐条地方公務員法）とされています。

自治体の判断によることとされていることから、給与法の規定に該当するような職務に対しては、特殊勤務手当が支給されて然るべきであり、手当支給を可能とするよう、条例・規則の見直しに取り組む必要があります。

★ 能登半島地震を受け、総務省は通知「災害応急作業等手当の運用について」（自治労情報2024第0011号（2024年1月22日））を発出し、現場業務を広く支給対象とし得る旨を示しました。すでに災害応急作業等手当が条例・規則等で規定されている自治体は、対象業務の拡大、手当額の引き上げについて求めます。条例が未整備の自治体は、条例・規則の制定を求めます。

★ 消防庁は、岸真紀子組織内参議院議員による国会での質疑を受け、通知「緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について」（自治労情報2024第0148号（2024年8月2日））を発出しました。この通知に基づき、手当額については国基準（人事院規則第19条第3項第3号に基づく2,160円）以上を求め、上記の災害応急作業等手当の対応と合わせて取り組みます。

● 7月24日に公表された石油製品価格調査（経済産業省）によると、レギュラーガソリン1リットル当たりの店頭小売価格は全国平均で175円40銭と、2021年初頭の140円弱から約1.25倍となっています。

自動車等による通勤手当については、「ガソリン価格の状況に応じて見直す」との基本的考え方を申し合わせとして確認した上で、1年間の値上がり幅を踏まえて具体的な手当額を交渉している単組もあります。燃料費高騰や職員の通勤状況の実態、国と地方の通勤手

段の違い等も踏まえ、通勤手当の引き上げについて交渉を行います。

- ★ 2024勧告において、民調結果を踏まえて寒冷地手当の月額が11.3%引き上げられました。一方で、気象庁の新たな気象データ「メッシュ平年値2020」による支給地域の改定が行われ、支給地域に該当しないこととなる地域もあることから、生活実態を踏まえ、現行水準の維持を求めます。

## 5. 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」への対応（新設）

- (1) 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」への対応にあたっては、賃金水準の維持・改善の観点から、独自の措置を講じること。
- (2) 8級以上の給料体系の見直しについては、国と地方で在級者数の実態に違いがあることから、現行の給料体系を維持すること。
- (3) 勤勉手当の成績率の上限引き上げは行わないこと。
- (4) 地域手当については、制度見直し、民間賃金指数の低下を理由とした引き下げをしないこと。人材確保難の状況を踏まえ、引き上げること。
- (5) 扶養手当については、支給実態を踏まえ、拙速な見直しを行わないこと。少なくとも組合員の賃金水準を引き下げないこと。
- (6) 通勤手当の支給限度額について、150,000円に引き上げること。
- (7) 再任用職員に対し、住居手当、寒冷地手当、特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

- ★ 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」については、人材確保に資する面がある一方で、地域や組合員によっては賃金水準が引き下がる項目もあるため、国の制度変更を機械的に自治体にあてはめることなく主体的に検討し、賃金水準の維持・改善の観点から、独自の措置を講じるよう求めます。
- ★ 国では8級から10級（本府省課室長級）の俸給体系について、各級最低水準を引き上げ、級間の重なりを基本的に解消することとしています。そのうえで、号俸を大きくくりかし、昇給は成績優秀の場合のみ行われます。国と地方で在級者数の実態に違いがあることから、現行の給料体系を維持することを求めます。
- ★ 国では、勤勉手当の「特に優秀」区分の成績率の上限を3倍に引き上げることとしています。一部の成績優秀者のみ優遇する措置については反対します。
- ★ 地域手当については、近隣自治体間に格差があることから、人材確保上の困難が生じています。近隣自治体との均衡を踏まえ、人材確保の観点から地域手当の引き上げを求めます。
- ★ 国では、配偶者に係る扶養手当は廃止した上で、子に係る手当が増額されます。国と地方では支給実態が異なることから、当該自治体の支給実態を踏まえ、拙速な見直しを行わないことを求めます。少なくとも賃金水準の引き下げにつながることのないよう求めます。

## 6. 会計年度任用職員の賃金

### 《会計年度任用職員の給与改定》

- (1) 会計年度任用職員の給料・報酬について、常勤職員の改定に準じて改定を行うこと。独自給料表としている単組については、勧告による引き上げ分を上回る給料表の改善を行うこと。
- (2) 会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給月数は、常勤職員と同月数とすること。
- (3) 紹介改定については、常勤職員と同様に遡及改定を行うこと。

- 本年の人事院勧告は給料表・一時金ともに増額改定となりました。会計年度任用職員についても、常勤職員に準じた改定を求めます。とくに期末・勤勉手当の支給月数が、常勤職員と同月数となっていない単組は、同月数の支給を求めて取り組みます。
- 総務省は、通知「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて」（自治労情報2023第0082号（2023年5月8日））を発出し、会計年度任用職員の給与改定について、遡及改定も含めて常勤職員に準じた対応とするよう求めています。昨年度中に遡及改定を勝ち取った単組も多くありますが、いまだ遡及改定がはかられていない単組については、引き続き取り組みます。

### 《会計年度任用職員の賃金決定》

- (4) 会計年度任用職員の給料については職務内容に応じ均衡・権衡をはかること。
- (5) 会計年度任用職員の給料の決定にあたっては、以下の通りとすること。
  - ① 類似する職務の常勤職員に適用される給料表を適用すること。
  - ② 常勤職員と同様に、初任給基準を基礎として、学歴・免許および職務経験等に基づく調整（前歴換算）を行うこと。また、給料（報酬）の格付けにあたって上限が設けられている場合撤廃すること。
  - ③ 職務の級については、等級別基準職務表や在級期間表に基づき位置づけること。とくに選考採用者の行政職俸給表（一）における1級在級期間は9年とされていることも踏まえ、職務経験も加えて決定すること。
- (6) 短時間の会計年度任用職員の報酬は、常勤職員やフルタイムの会計年度任用職員との均衡の観点から、基礎額（フルタイム職員の場合の給料額に相当）に手当相当額を加え、勤務の量（時間数）に応じて支給すること。
- (7) 勤勉手当の成績率については標準月数を用いることとし、職員間で差をつけない運用とすること。
- (8) 紹介決定の基準が常勤職員と異なる場合は、合理的理由の説明を行うこと。理由なく差が設けられている場合は、速やかに見直すこと。

● 常勤職員との比較に基づく給与決定を求める。

給与に関する基本的考え方は、国の非常勤職員の取り扱いに準じ、給付体系に関わりなく、支給される給与（給料・手当・報酬等）は職務内容を踏まえて常勤職員と均衡させることとし、基本賃金は、常勤職員と同一ルールでの運用（同一給料表の適用、職務経験等（前歴換算））を踏まえた基本賃金決定を求める。

ア 会計年度任用職員の給料（または報酬の基本額）の決定にあたっては、同一または類似の職の常勤職員と同一の給料表を適用します。類似の職が存在しない場合は、行政職給料表（「行政職俸給表(一)」相当以下同じ）を適用します。

イ 給料額の決定にあたっては、常勤職員の初任給決定に準じて基準となる級・号給を定め、学歴・免許、職務経験等に基づき決定します（別の給料表適用の場合はその給料表の決定基準を考慮すること）。自治体最低賃金、国公行（一）1級13号（月給201,000円、日給10,050円、時給1,297円）以上とするよう要求項目に掲げています。

常勤職員と同様に、職務経験等に基づき、必要な号給の調整を行います。なお、会計年度任用職員として採用される以前の職務経験等についても、常勤職員と同様に、前歴換算では、該当となる期間における月数を12月（60月まで）または18月（60月超）で除した数に4を乗じた数を、基準となる号給に加えることとされていますが、**会計年度任用職員として勤務した期間は「直接役立つと認められる職務に従事していた期間」であることから、60月（5年）を超える期間についてもフル換算として12月で除すことができることとされています**。この点に留意の上、号給の調整を行います。

ウ なお、職務の級の決定にあたっては、任用が継続している場合は、在級期間および等級別基準職務表に掲げる各級の職務に応じ決定することとします。

常勤職員と同様の業務を行う職員も見受けられることから、3級以降の格付けについても具体的に検討します（等級別基準職務表の改正が必要な場合もあり）。

● 短時間の会計年度任用職員の賃金は、フルタイムの会計年度任用職員（給料および諸手当）と異なり、報酬と期末・勤勉手当の支給とされていますが、賃金決定の考え方には違いがあるわけではありません。均衡の観点から、常勤職員およびフルタイムの会計年度任用職員と同一のルールで決定されなければなりません。

具体的な報酬額は、フルタイム職員として勤務した場合の給料月額と地域手当などの手当を合計した額を基礎として、時間比例での支給とします。

● 勤勉手当の成績率について、制度上は常勤職員と同様に規定しつつも、運用上は差をつけさせない制度とするよう求めます。具体的には、評価区分を設けるにあたり、下位の評価については懲戒処分を受けたものに限るなど厳格な基準とすることとし、万が一、下位評価となった場合には、本人にその評価理由を開示し、納得性、公平性が担保されるよう求めます。その上で、下位評価者以外は「標準」の評価とするよう、交渉・協議を進めてください。

## 《会計年度任用職員の諸手当》

- (9) 手当については、常勤職員に支給される手当を支給すること。
- (10) 短時間の会計年度任用職員の報酬については、手当も含めた時間比例とすること。
- (11) 手当支給が常勤職員と異なる場合は、合理的理由の説明を行うこと。理由なく差が設けられている場合は、速やかに見直すこと。

- 常勤職員との均等を基本に、少なくとも以下の手当は必ず支給するよう求めます。
  - ア 通勤手当（短時間勤務の職員は費用弁償）  
常勤職員と同一の基準（上限など）。ただし、自動車等の使用により通勤する者で勤務日数が月平均10日を下回る場合は1/2
  - イ 地域手当
  - ウ 特地勤務手当、へき地手当
  - エ 特殊勤務手当（該当職種）、農林業普及指導手当
  - オ 災害派遣手当
  - カ 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当
  - キ 管理職手当、管理職特別勤務手当
  - ク 在宅勤務等手当
- 上記以外にも、寒冷地手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当の支給を求めます。
- 短時間の会計年度任用職員は、フルタイムとは給付体系が異なります。  
そのため、報酬の設定にあたっては、常勤職員やフルタイムの会計年度任用職員との均衡の観点から、報酬の基本額（※給料に相当する金額、法律用語ではありません）に手当に相当する金額を加えて支給することとなります。

(12) 要件を満たす会計年度任用職員に対して退職手当を支給すること。また、勤務日数の要件緩和にかかる条例改正を行うこと。

- 支給要件（常勤職員の勤務時間（7時間45分）以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて6月を超えるに至った場合）を満たすフルタイムの会計年度任用職員に対しては確実に支給するよう求めます。
- 国の非常勤職員の退職手当について、勤務日数の要件緩和がされ、1月の要勤務日数が20日に満たない日数の場合、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数が「職員みなし日数」として適用されることとなりました。これを受け、総務省が改正条例例を発出しているため、通知に沿った条例改正を行います。（自治労情報2022第0139号（2022年8月9日）を参照のこと）
- 短時間勤務の会計年度任用職員については、退職手当の相当分を報酬または退職報償金として支給することをめざします。

## 7. 採用（試験）のあり方

(1) 多様で有為な人材を確保する観点から、採用（試験）のあり方について検討すること。

- 総務省は通知「地方公務員の職員採用方法の多様化について」（自治労情報2021第0166号（2021年12月27日））を発出し、中途採用の推進、職員採用試験の多様化について助言し、採用試験の様々な取り組み事例についても紹介しています。これらの事例も参考に、地域の実情に応じた採用（試験）の実施と人材確保、中途採用者の賃金改善について当局に求めます。

## 8. 人事評価制度等

- (1) 人事評価制度の運用・導入については、十分な労使交渉・合意を前提とすること。  
導入後においては「評価・調整・確認」など、労働組合が関与し、定期的な検証・見直しを行うなど、十分な運用状況のチェック体制を確立すること。
- (2) 4原則2要件（公平・公正性、透明性、客観性、納得性と、労働組合の参画、苦情解決制度の確立）を確保すること。
- (3) 職員間に差をつけることが目的ではないことを明確にすること。
- (4) 評価結果の拙速な給与・処遇への反映を行わず、十分な労使交渉と合意によるものとすること。  
上位昇給の活用にあたっては、単年度の人事評価結果のみによることなく、人材育成や中長期にわたる職務貢献を踏まえて、昇給区分を決定するとともに、公平な運用による賃金水準の改善の観点から検討すること。
- (5) 自治体と国とでは、人事評価制度の設計ならびに運用実態が異なることから、国家公務員の運用の見直しにならい、勤務成績が良好な職員等の成績率を引き下げないこと。また、分限処分の厳格化を機械的に行わないこと。
- (6) 会計年度任用職員の人事評価については、業務内容・勤務実態を考慮し、簡便な制度とすること。
- (7) 級別・役職段階ごとの職員数の公表については、職制上の段階ごとにとどめるこ<sup>と。</sup>
- (8) 現業職員・公営企業職員については、等級別基準職務表の条例化および級別役職段階ごとの公表が義務づけられていないことから、条例化・公表は行わないこと。

- 人事評価制度等が未導入の自治体では、一方的な運用・導入を許さず、4原則2要件を具体的指針として十分な協議と合意を基本とするとともに、すでに導入されている自治体では、制度の運用状況を検証し、必要な見直しについての労使交渉・協議を求めます。
- 政府の国会答弁等で「管理運営事項の処理の結果、影響を受けることがある勤務条件については交渉の対象になる」との考え方が確立していることから、改めて、評価結果の活用は給与・処遇等に影響を及ぼすため交渉事項であるということを労使で確認します。
- 国においては、2022年10月から人事評価評語の細分化が施行されました。評語区分が5段階から6段階（卓越して優秀・非常に優秀・優良・良好・不十分・極めて不十分）となり、任用・給与反映の基準も変わることとなります。  
人事評価制度の設計ならびに運用実態は自治体ごとにさまざまであり、下位評価者が極端に少ない国公とは異なることから、単組においては、国どおりの分限処分の厳格化や勤勉手当の成績率の引き下げが、機械的に導入されることのないよう交渉・協議等で確認します。
- 勤勉手当の支給にあたっては、人事評価の結果を成績率に反映することとされていますが、会計年度任用職員については成績率に差をつけない運用とするよう求めます。また、評価の実施にあたっては、会計年度任用職員としての業務内容・勤務実態を考慮した評価方法とすることを求めていく必要があります。国家公務員の非常勤職員については、常勤

職員よりも簡便な方法による人事評価に基づき、勤勉手当が支給されていることも参考に、現場の負担とならないような評価方法について交渉・協議を行ってください。

## 9. 労働時間の短縮等

### (1) 年間総労働時間1,800時間の実現

- ① 正確な実態を把握できる勤務時間管理体制を構築するとともに、時間外勤務縮減にむけ、安全衛生委員会の活用も含め労使で勤務時間・働き方などを協議できる場を設置し、実効ある施策を行うこと。
- ② 労働時間の短縮に関する年間行動計画を策定すること。
- ③ 年次有給休暇の計画的取得促進施策を進めること。
- ④ 年5日間以上の年次有給休暇の取得について適切に対応すること。

### (2) 時間外労働の上限規制および36協定締結の推進

- ① 時間外労働の上限を定める条例・規則については、労働基準法および人事院規則が定める原則(1月45時間・1年360時間)を上限として、適正に運用すること。
  - ア 部署ごとの時間外労働・年休の取得状況を明らかにし、必要に応じて業務量や任務分担、人員配置の見直しを行うこと。
  - イ 「他律的業務の比重が高い部署」を定める場合は、部署の範囲を明確にした上で、部署の範囲と上限時間を必要最小限とすること。部署等の指定を行った場合は、時間外労働の実態について点検を行い、必要な見直しを行うこと。
  - ウ 上限時間を超えて時間外労働を命じられる「特例業務」については、その業務（大規模災害対応など）の特定と職員の範囲、上限時間および連続勤務時間について交渉・協議を行うこと。また、「特例業務」が行われた場合は、遅くとも半年以内に労使で当該業務にかかる要因の整理、分析・検証を行うこと。
  - エ 長時間労働を行った職員に対する医師による面接指導など健康確保措置を強化すること。とくに1月平均80時間超の時間外労働を行った職員については、申し出の有無にかかわらず医師による面接指導を実施すること。
- ② すべての職場において、36協定の締結、改定を行うこと。なお、労働基準法別表第1に該当しない非現業の官公署においては、36協定またはそれに準ずる文書を締結すること。
- ③ 36協定の上限時間を、1年間150時間、3ヵ月50時間、4週間24時間、1日2時間とすること。
- ④ 兼業・副業を行う場合の労働時間について、時間外労働を行う場合の36協定の締結、上限時間の算定における労働時間の通算を適切に運用すること。

- 年休付与義務に関する労働基準法の改正が適用となる職員（地方公営企業の職員、技能労務職員、特別職非常勤職員）の年5日未満取得者を解消します。適用とならない職員に

についても、2018年の労基法改正を受け、人事院が年休を5日以上確実に使用することができるよう配慮する旨の改正通知（2018年12月7日／職職-252）を発出したことになり、自治体も条例・規則の改正を行い、対応が必要です。

- 国においては「他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員」について、原則を超えることができるとしていますが、自治体においては、こうした特例を定めないことを基本とし取り組みます。

総務省は2019年2月12日付の事務連絡で、他律的業務に関して「その範囲は必要最小限とし、部署の業務の状況を考慮して適切に判断する必要」があるとしています。自治体業務の大半を他律的業務の比重が高い部署として指定するような拡大解釈は法令等の改正趣旨からも許されず、その範囲は必要最小限の場合に限る必要があります。

なお、やむを得ず限度時間を超えて時間外労働させることができる場合（特例業務）を定めるにあたっては、通常予見できない業務量の大幅な増加等に伴い臨時に労働させる必要がある場合に限ることとし、年720時間、複数月平均80時間以内、1月100時間未満の範囲内での上限設定とします。

大規模な災害への対応など公務の運営上真にやむを得ない場合は、上限を超えることができることとしますが、対象業務については極めて限定的な運用とします。また、上限を超えた場合には、真にやむを得なかつたのか事後的に検証を行うことを義務づけ、労使での検証を行うこととし、あわせて安全衛生委員会に報告させることとします。

- 労基発150号「労働基準法関係解釈例規」によれば、非現業職場においては、労働基準法第33条第3項に基づき、36協定の締結は不要である、とされています。しかし、労使で主体的に働き方のルールを定めることを否定していることではないことから、36協定や類似の協約を締結し、時間管理を行うことが必要です。

その上で、罰則付き時間外労働の上限規制が導入されたことを踏まえ、36協定の点検・見直しに取り組みます。36協定締結義務のない職場・単組においても、36協定に準じた書面協定の締結を求ることとし、締結義務職場と同様に点検・見直しに取り組みます。

- 労基法では、使用者に対して36協定の締結にあたって事業場の労働者の過半数で組織する労働組合（労働組合が無い場合は過半数代表者）と締結することを求めていました。2020年4月より会計年度任用職員制度が開始したことでも踏まえ、改めて職場の組織実態を確認し、事業場の労働者の過半数を下回ることが無いよう組織化に取り組むことが重要です。
- 長時間労働是正の大前提となるのが労働時間の正確な把握です。労働時間を正確に把握することは、時間外労働の縮減につながります。職員の保健・安全保持の観点からも、ICTの活用などにより、職員の勤務時間や休暇等を客観的かつ正確に把握する適切な管理体制の構築が必須です。
- 兼業・副業を行う場合、他の使用者の事業場における労働時間と通算して管理をする必要があることから、時間的に後から労働契約を締結した使用者において労働時間を通算して法定労働時間を超える部分については36協定の締結が必要です（ただし、時間的に前に労働契約している使用者であっても、他の事業場における労働時間との通算の結果、法定労働時間を超え労働をさせる場合にあっては、36協定締結と割増賃金の支給が必要）。

また、時間外労働の上限として、単月100時間未満、複数月平均80時間以内の要件（労基法第36条第6項第2号および第3号）は、2以上の事業場の労働時間を通算することとされています。一方個々の事業場の時間外労働について36協定により上限を定めるとされている月45時間、年間360時間（同条第4項）、特別条項を設ける場合の年間720時間（同条第5項）についても時間外労働縮減の観点から、兼業・副業における労働時間の実態を把握し、兼業・副業とあわせた労働時間とするよう、労使での取り組みを進めるとともに、自治体で定める条例における上限についても同様の範囲に収まるような運用とするこ

とが重要です。

### (3) その他

- ① 労働者の休息時間を確保する勤務間インターバル制度を導入すること。 (一部新設)
  - ア 11時間のインターバルが確保できない (21時半以降に及ぶ) 長時間の時間外勤務が行われないよう、時間外勤務の縮減にむけて、適切な勤務時間の把握、上限規制制度の厳格な運用、時間外勤務の要因の整理・分析・検証を行うこと。
  - イ 11時間のインターバルを確保することを前提に人員体制を確保すること。
  - ウ インターバルによる出勤時間が所定労働時間の開始時間を超える場合は、その時間を勤務したものとして取り扱うこと。
- ② フレックスタイムについては、本人の希望に基づいて勤務時間の割り振りを申告する制度とし、時間外勤務手当削減を目的に当局都合で勤務時間を決める制度としないこと。 (一部新設)
- ③ 頻発する自然災害に備え、被災時・応援時の労働条件をあらかじめ整備すること。 (新設)
  - ア 災害時等の緊急時における連続勤務時間については、24時間を上限として制限を設けること。
  - イ 被災地への応援派遣にあたる長時間の移動にあたっては、労働時間として取り扱うこと。
- ④ 看護職員の夜勤の上限を月64時間または8回以内とすること。
- ⑤ 交代制等勤務職員の休息時間（おおむね4時間ごとに15分）を勤務時間内に設けること。また、深夜勤務時間（22時～5時）を含む8時間以上の勤務では、少なくとも1時間の休息時間を設けること。
- ⑥ 病院などで、夜間・休日のオンコール体制を行う場合、待機手当を支給すること。

★ 国では2024年4月から、11時間の勤務間インターバルの確保が努力義務とされています。自治体においても、健康確保の観点から、当局に対し11時間の勤務間インターバルの確保を求めます。ただし、勤務間インターバルとフレックスタイム制の議論は切り分けて検討することが必要だと考えます。例えば、勤務間インターバルを確保するために、フレックスタイムにより、本来時間外勤務となる時間を勤務時間として扱った上で次の日の始業時間を遅らせるというような運用は、フレックスタイム制の前提となる「本人の希望に基づく申告」と矛盾するものです。

よって、インターバルの確保にむけては、下記の手順で取り組みます。

- ① 11時間のインターバルが確保できない (21時半以降に及ぶ) 長時間の時間外勤務が行われないよう、時間外勤務の縮減にむけて、適切な勤務時間の把握、上限規制制度の厳

格な運用、時間外勤務の要因の整理・分析・検証などを求めます。

- ② 11時間のインターバルを確保することを前提に、人員体制の確保を求めます。
- ③ インターバルによる出勤時間が所定労働時間の開始時間を超える場合は、その時間を勤務したものとして取り扱うことを原則に求めます。

★ 2023人勧を受けて勤務時間法が改正され、国では勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能となります（2025年4月施行）。これは、従来、育児介護等職員に認められていた措置を一般の職員にも拡大するものですが、勤務日数が1日少なくなる一方、1日当たりの勤務時間は延びることから、ワークライフバランスに支障が出る場合も懸念されます。自治体での導入にあたっては、業務の性質と職場の体制から可否を判断し、組合員ニーズに沿いかつ現場に負担のかからない形での制度導入を求める。なお、導入にあたっては必ず本人の希望に基づいて勤務時間の割り振りを申告する制度とし、当局が一方的に繁忙期の勤務時間を長く割り振るなど、時間外勤務手当削減を目的として当局の都合で決められることがないように求めます。導入後もアンケート調査を実施するなど、逸脱した運用がされないよう取り組みます。

・地方公共団体におけるフレックスタイム制の導入状況（2023.4.1時点）

全体	都道府県	政令都市	市区町村
96 (5.4%)	17 (36.2%)	3 (15.0%)	76 (4.4%)

● 災害時等の緊急時に際しては、自治体職員は不眠不休の状態におかれることも少なくありません。安心・安全の確保、業務効率の確保の観点からも、職員の健康確保が重要であり、職員の連続勤務について上限を設けることは有効です。

例えば、避難所運営等の業務に関しては、引継ぎも含めて、24時間を連続勤務の上限とすることなどが考えられます。災害時にどのように職員体制を維持していくのかについて労使交渉・協議を行っておく必要がありますが、その際には、職員の勤務時間管理・把握とあわせて連続勤務時間の制限を導入することについても求めましょう。

また、被災地への応援派遣は、精神的・身体的に大きな負担が生じることから、長時間にわたる移動を労働時間として取り扱うなど、平時の運用と切り離し対応を求める。

● やむを得ず長時間夜勤等を行う場合、勤務時間中の事故等を防ぐため十分な休息が必要です。1時間の休憩時間とあわせて1時間の休息時間をとることで、連続2時間の仮眠時間を確保できるよう求めます。

● 労働時間とは「使用者の指揮命令下に置かれている時間」を言います。オンコール体制を取る場合、その待機時間が指揮命令下にあり労働時間として認められるかどうかは、実態に応じて判断することになります。場所的・時間的な拘束が強い場合は、労働時間として判断される可能性もあることから、なるべく職員の負担を減らすようなオンコール体制のあり方について労使協議を行います。

労働時間であれば当然、時間外勤務手当（休日勤務手当）を払わなければなりませんが、そうでない場合に待機手当（オンコール手当）を払わなければならないという労基法上の規定はありません。ただし、待機時間は完全に労働義務から解放された時間とは言えず、生活上の制限を受ける職員の負担が大きいため、一定の手当を支給することに合理性があることから手当の支給を求めて交渉を行います。

## 10. 休暇・休業制度の拡充

- (1) 民間育児・介護休業法の改正内容について、最低限措置すること。 (新設)
- (2) 以下の両立支援制度の改善・整備を行うこと。
  - ① 介護休暇の期間については6ヵ月以上とすること。
  - ② 育児休業・介護休暇を取得しやすい勤務環境を整備するとともに、育児・介護を行う職員へのテレワークやフレックス制度を整備すること。
  - ③ 育児や介護に関わる休暇・休業制度について、代替職員を確実に配置するなど取得しやすい環境を整備すること。
  - ④ 子の看護休暇について、対象年齢や取得日数の拡大や時間単位の取得など、制度の拡充をはかること。加えて、取得理由や対象者の拡大をはかること。
  - ⑤ 部分休業の取得可能期間について、拡大すること。
- (3) 高齢者部分休業制度を早急に条例化すること。また、運用にあたっては、職員が取得しやすい環境整備をはかること。
- (4) 自己啓発等休業制度（修学・国際貢献活動等）と修学部分休業制度の拡充をはかること。
- (5) リフレッシュ休暇を新設・充実すること。
- (6) 有給教育休暇等を新設・充実すること。
- (7) 治療と仕事の両立支援にむけ、休暇制度や勤務制度を導入すること。とりわけ、不妊治療については、治療に必要な日数を付与することなど、さらに制度の拡充をはかること。また、休暇を取得しやすい雰囲気の醸成やプライバシーへも配慮すること。

- ★ 育児・介護休業法が改正され、両立支援策の拡充がはかられます。おもな改正内容は以下の通りであり、最低限これを措置することを求めます。
    - ア 子の看護休暇の対象について、小学校3年生修了までに延長する。また、取得理由について感染症に伴う学級閉鎖、入園（入学）式、卒園式を追加する。
    - イ 子の看護休暇および短期介護休暇の会計年度任用職員の取得要件（6月以上の雇用期間）を廃止する。
    - ウ 育児のための所定外労働の制限の請求について、小学校就学前の子を養育する労働者を対象とする。
  - 部分休業は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日2時間以内の範囲で勤務時間のはじめまたは終わりにおいて取得できる制度です。一方、育児短時間勤務とは、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、いくつかある勤務の形態（週19時間35分勤務、週24時間35分勤務などいくつかのパターン）から選択し、希望する日および時間帯に勤務することができる制度です。これらの制度を利用するにあたっても代替職員を置くこととされているものの、育児休業ほど代替職員の配置がなされていない現状にあるため、代替職員の配置を確実にし、取得しやすい環境整備が必要です。

また、これらの休暇・休業制度を性別に関わりなく誰もが取得できるよう、男女がともに取得しやすい職場環境づくりを推進する必要があります。

- 高齢職員の多様な働き方を確保する観点から、高齢者部分休業制度の条例化を求めます。すでに制度化されている自治体においても、高齢職員のライフスタイル等に応じた申請事由の拡大・緩和、制度の活用拡大にむけた職員への周知などを求めます。
- 男性の育児休業取得、育児参画や女性職員の活躍推進をさらに促進するため、2021人事院の報告で、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援制度が措置され、育児休業の取得回数制限の緩和や育児参加のための休暇の対象期間の拡大、不妊治療のための休暇が新設、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件が緩和されることが示されました。国で2022年1月から措置された不妊治療休暇は、有給で原則1年につき5日（頻繁に通院が必要な場合はさらに5日）、時間単位の取得が可能で、地公においても国にあわせて制度化されました。2021春闇では、自治労は少なくとも10日を求めて取り組み、28.3%の単組で制度化を実現していますが、不妊治療ができる病院の数や交通事情など治療にかかる状況にも地域差があることも踏まえ、地域事情に考慮した治療を受けやすい制度となるよう、さらに制度を拡充し、必要な日数を求めていく必要があります。

あわせて、周囲の理解や休暇を取りやすい雰囲気づくり、治療していることを周囲に知られたくない人への配慮のほか、余裕のある人員配置も求めます。

## 《会計年度任用職員の休暇等》

- (8) 常勤職員との権衡に基づき、各種休暇等の制度化、拡充をはかること。  
また、常勤職員が有給の休暇は、会計年度任用職員も同じ取り扱いとすること。  
とりわけ、病気休暇については、最低でも年10日を有給の休暇として措置すること。
- (9) 休暇制度が常勤職員と異なる場合は、合理的理由の説明を行うこと。理由なく差が設けられている場合は、速やかに見直すこと。

- 会計年度任用職員は常勤職員と同様に一般職の職員であることも踏まえ、休暇制度の整備に関しては、同一自治体における常勤職員と同じ休暇制度を適用させることを基本とします。
- 労働基準法に規定される休暇等および国の非常勤職員に設けられている休暇については、最低限度化することが必要です。このことから、各自治体における点検をした上で、設けられていない場合には、当該休暇を求めます。

### ア 労働基準法に規定する休暇等

- ・年次有給休暇（第39条）
- ・産前産後休業（第65条）
- ・育児時間（第67条）
- ・生理休暇（第68条）

### イ 育児・介護休業法

勤務期間等の条件を満たす会計年度任用職員にも適用

- ・地方公務員に関する介護休業（介護休暇、第61条）
- ・短期の介護休暇（同条）
- ・子の看護休暇（同条）
- ・所定外労働の免除の義務化、時間外労働の制限および深夜労働の制限

### ウ 地方公務員育児休業法

勤務期間等の条件を満たす会計年度任用職員にも適用

- ・育児休業
- ・部分休業

## エ 国の非常勤職員に設けられている休暇（人事院規則15－15）

### i 有給の休暇

年次休暇、公民権の行使、官公署への出頭、災害、

災害等による出勤困難・退勤途上危険回避、親族の死亡、

結婚休暇、夏季休暇

産前・産後休暇（2022年1月1日から有給化）

配偶者出産休暇（2022年1月1日から新設・有給化）

育児参加のための休暇（2022年1月1日から新設・有給化）

不妊治療休暇（2022年1月1日から新設・有給化）

### ii 無給の休暇

保育時間、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護休暇、

生理日の就業困難、負傷または疾病、骨髓移植

- 上記休暇のうち、国の非常勤職員に関して、無給とされている休暇についても、（国の非常勤職員との権衡の観点からではなく）同一自治体における常勤職員との均衡の観点から、有給での休暇とすることを求めます。
- 夏季休暇、結婚休暇さらにはリフレッシュ休暇等に関する常勤職員との均衡を求めます。なお、国の非常勤職員については、2019年度より結婚休暇、2020年度より夏季休暇が常勤職員と同内容で整備されています。
- 2021人事院の報告で、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援制度が措置されました。国の非常勤職員と同様の要件緩和、休暇の新設・拡充を求めます。
- 病気休暇の有給化を求めるにあたり、会計年度任用職員に病気療養が必要となった場合の対応について、以下の点を確認します。
  - ・会計年度任用職員は、地公法第27条および第28条が適用となるため、当局は、会計年度任用職員に対し、「休職」という分限処分を行うことができます。よって、病気療養により長期間働けないことが明らかな場合、病気休職に入ることができるなどを当局に確認します。（私傷病による休職の場合は、1年まで8割の賃金が支給される）
  - ・病気休職についての確認後、「休職が認められるのであれば、その手前の休暇についてはどう取り扱うのか」について協議します。（病気休暇を無給としている場合、休職に入ると8割の賃金が出ることとの平仄をどう考えるか、あらかじめ長期の療養が見込まれる場合は休暇の段階を経ることなく、休職に入ることもできるのかなど）
  - ・病気休暇について、常勤職員と同等の制度をめざしつつ、当面は最低年10日の有給化を到達目標として取り組みます。年10日は、診断書提出の必要のない5日間の休暇を年2回取ることを目安とした設定としています。

<参考>総務省マニュアルにおける病気休職の記述

総務省マニュアルに会計年度任用職員の病気休職自体の解説はないが、以下の2点で言及がされている。

- ・「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（案）」が示され、会計年度任用職員の休職について「三年を超えない範囲内」を「任命権者が定める任期の範囲内」と読み替える規定を新設している
- ・Q&Aの中でも、「会計年度任用職員が病気休職した場合などの欠員補充については、新たに会計年度任用職員として任用することが適当と考える。」と言及。

## 11. テレワークにおける労働条件の確保

(1) 在宅勤務等を行う場合、以下の点に留意をすること。

- ① 使用者はPCの使用時間の客観的な把握等により労働時間を適切に管理すること。
- ② 時間外・休日・深夜労働は原則的に行わないこと。
- ③ 所定労働時間を超える労働については割増賃金を支給すること。
- ④ 在宅勤務等で必要とされる備品については使用者の負担として確保すること。
- ⑤ 勤務状況が見えにくくことをもって成果主義型の人事評価、不当な人事評価を行わないこと。
- ⑥ 情報セキュリティ対策について規程等の整備を行うこと。

● 在宅勤務においては、仕事と私生活が場所的に混在することから、プライバシーの侵害となることのないよう適切な配慮を必要とするとともに、長時間労働を招きやすいことなども指摘されていることから、適切な勤務時間管理を行う必要があります。

在宅勤務においても、事業場内で勤務する場合と同様に、労働基準法、労働安全衛生法などの労働基準関係法令は適用されます。

そのため、使用者は原則として、労働時間を適切に管理する責務を有しており、労働時間を適正に把握する方法としては、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（厚生労働省）」に基づき、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録によることが必要と考えられます。

ただし、

① 情報通信機器が、使用者の指示により常時通信可能な状態おくこととされていないこと。具体的には情報通信機器を通じた使用者の指示に即応する義務がない状態であること。

② 随時使用者の具体的な指示に基づいて業務を行っていないこと。

以上の要件を満たす場合は、使用者の具体的な指揮監督が及ばず、労働時間を算定することが困難とされ、「事業場外みなし労働時間制」を適用することも可能とされています。

この場合においても、所定労働時間以外の勤務にあたっては、事前命令を徹底することとし、所定労働時間以外の勤務に対しては、時間外勤務手当の支給をするなど、労使交渉により予め具体的に定めておく必要があります。

- 在宅勤務等における備品についてはPC、Wi-fi等が最低限必要と考えられます。
- セキュリティ対策については、ウイルス対策ソフトやログイン時のワンタイムパスワードの導入、OSのアップデートといったハード面と、利用端末の管理方法や庁内ネットワークへのアクセス方法、情報漏洩等緊急時の対応体制の整備といったソフト面の双方から講じることが必要です。

## 12. L G B T Q +をはじめとした職員の多様性を尊重した労働条件の整備

(1) 各種休暇制度、手当支給において、パートナーシップ制度に基づく関係を前提とした制度または「事実婚と同等」とする制度とすること。

- この間、労働組合からの要求や自治体の判断によって、一部の自治体で休暇制度において、パートナーシップ制度に基づく関係を前提とした制度や「事実婚と同等」とする制度が整備されています。さらに、各種手当など賃金に関わることについても実施する自治体が現れており、少しずつですが平等の権利確保に近づきつつあります。詳細については、自治研作業委員会「L G B T Q + / S O G I 自治体政策」報告書をご参照ください。

## 13. 自治体職場の同一労働同一賃金、安定雇用の実現、働き続けられる環境の整備

### 《会計年度任用職員の任用》

- (1) 本来常勤職員が行うべき業務については、常勤職員を配置することとし、その際、現に業務を担う会計年度任用職員の常勤職員への移行を行うこと。
- (2) 現在自治体で働く会計年度任用職員の雇用を継続すること。  
(公募によらない方法による再度の任用に上限を定めている場合)  
再度の任用における上限を撤廃すること。
- (3) 会計年度任用職員は、フルタイムでの任用を基本とすること。少なくとも週35時間以上勤務の職員については、フルタイムの会計年度任用職員に切り替えること。
- (4) 会計年度任用職員の新規の任用にあたっては、選考採用（面接・書類選考等）とすること。

- 自治労が実施した2020年度「会計年度任用職員の賃金・労働条件調査」（基準日2020/6/1）では、自治体の職員全体に占める会計年度任用職員の割合は、平均で38.3%、とくに一般市（県都市、政令市除く）で42.9%、町村で44.6%と高い実態にあります。本来常勤職員が行うべき業務について、現在、会計年度任用職員が担っている場合は、常勤職員としての職の配置・増員と、現に業務を担っている職員を常勤職員に移行することを求めます。
- 会計年度任用職員については、フルタイムと短時間では給付体系が大きく異なることから、フルタイム職員での任用を求めることがあります。新規の任用にあたっては、選考採用（面接・書類選考等）とし、これまでと同様の取り扱いとします。
- ★ 人事院が期間業務職員制度の運用のあり方を見直し、通知を改正したことを受け、総務省は「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」（以下、事務処理マニュアル）を改正しました。（自治労情報2024第0129号参照）

人事院通知の改正内容は、公募によらない採用について「連続2回を限度とするよう努めるものとすること」との記述を削除したものであり、事務処理マニュアルにおいてもこの記載が削除されました。総務省は、「事務処理マニュアルに記載してきた国の期間業務職員の取り扱いについてはあくまで例として示してきたものであり、そもそも国に準じる必要はない。そのため今回の改正によってこれまでの解釈を変更することはなく、引き続き自治体の判断により、平等取り扱いの原則と成績主義を踏まえ、地域の実情に応じて適切に対応されたい」との考え方を示しています。

これまで国の取り扱いを参考として、公募によらない採用の上限回数を2回（毎年および4回まで、も同様）までとしてきた自治体については、マニュアルの変更（国の例示の削除）を契機に上限回数の撤廃を求める。その際、実際に上限回数を設定していない自

治体があること、不安定雇用の解消と行政サービスを支える人材の安定的確保の必要性を訴え、雇用安定をはかるための交渉を進めます。

また、総務省は通知「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」（自治労情報2023第0223号（2023年12月28日））において、「前年度に同一の職務内容の職に任用されていた者について、客観的な能力の実証の一要素として、前の任期における勤務実績を考慮して選考を行うことは可能であること」を示しています。勤勉手当支給に伴い、人事評価の実施が徹底されることから、これを機に、公募・試験を行わなくても、人事評価結果によって能力の実証が可能であることを確認し、人事評価を継続雇用の材料として活用できるような運用について、各単組で協議を行います。

- 自治労が実施した上記調査では、短時間の会計年度任用職員のうち約4人に1人が週所定35時間以上勤務という実態が明らかになっています。総務省は事務処理マニュアル・通知などにおいて再三「財政上の制約を理由として合理的な理由なく短い勤務時間を設定することは改正法の趣旨に沿わないものである。」と示しています。業務実態や時間外勤務の状況等も考慮し、少なくとも週所定35時間以上勤務の会計年度任用職員についてはフルタイムに切り替えることを求めていく必要があります。

## 《会計年度任用職員の社会保険等の適用》

- (5) すべての会計年度任用職員に健康診断を受けさせること。
- (6) 日常的な安全衛生活動の対象とともに、労働安全衛生委員会に参画させること。
- (7) 業務上必要となる研修を実施すること。
- (8) 常勤職員との均衡の観点から福利厚生を適用させること。

- 会計年度任用職員のその他の勤務条件として、下記について求める必要があります。

### ア 共済、社会保険および労働保険の適用

#### i 地方公務員共済制度、公務災害補償制度

地方公務員等共済組合法および地方公務員災害補償法に基づく地方公務員災害補償基金が行う災害補償については、常勤職員の勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至った日以後引き続き勤務する者は適用されます。要件に該当する会計年度任用職員について、確実な加入を求めます。

なお、以下の要件をすべて満たす会計年度任用職員については、2022年10月から地共済組合員として短期給付・福祉事業が適用されています。

- ・ 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ・ 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ・ 雇用期間が1年以上見込まれること
- ・ 学生でないこと

#### ii 厚生年金保険および健康保険

また、上記iに該当する会計年度任用職員のうち共済長期（第3号厚生年金被保険者）以外の職員は、すべての自治体において、厚生年金保険の対象となります。

なお、厚生年金保険の被保険者資格については、「有期の雇用契約又は任用が1日ないし数日の間を空けて再度行われる場合においても、雇用契約又は任用の終了時にあらかじめ、事業主と被保険者との間で次の雇用契約又は任用の予定が明らかである

ような事実が認められるなど、事実上の使用関係が中断することなく存続していると、就労の実態に照らして判断される場合には、被保険者資格を喪失させることなく取り扱う必要」（2014年1月17日付厚生労働省通知「厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格に係る雇用契約又は任用が数日空けて再度行われる場合の取り扱いについて」）があるとされています。

### iii 災害補償

フルタイムの会計年度任用職員で12月までの任用の者および短時間勤務の会計年度任用職員は、労働者災害補償保険制度等により補償対象となる者（労働基準法別表第1に掲げる事業に従事する者等）を除き、公務災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金または自治体の条例により補償されることとなります。

なお、自治体が定める条例は労働災害補償および地方公務員災害補償基金による補償との均衡が法律上求められています。

### iv 雇用保険

雇用保険については、以下の3つの要件を満たした場合、事業主は労働者の雇用保険加入手続きを行わなければなりません。

- ・ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ・ 31日以上継続して雇用される見込みであること
- ・ 雇用保険の適用事業所に雇用されていること

なお、職員の退職手当に関する条例の適用を受けるに至った場合には、適用を受けるに至ったときから被保険者としないこととなります。

## イ 労働安全衛生法に基づく健康診断

国の非常勤職員については、その勤務時間数が常勤職員の1週間の勤務時間数の2分の1以上であり、6月以上継続勤務している場合は、健康診断およびストレスチェックの実施が義務づけられ、6月以上の任期が定められている者が6月以上継続勤務していない場合であっても、健康診断の実施が努力義務とされています。

## ウ 研修および厚生福利

会計年度任用職員については地方公務員法上の研修や厚生福利に関する規定が適用されることから、会計年度任用職員の従事する業務の内容や業務に伴う責任の程度に応じて、同様の対応が必要となります。

## (障害者の雇用と働きやすい環境の整備)

- (9) 自治体の障害者雇用率の算定が、厚生労働省のガイドラインに沿って行われているかについて、改めて点検を行うとともに、計画的な採用を行うこと。
- (10) 障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、障害を理由に会計年度任用職員制度による任用に偏ることのないようにすること。
- (11) 合理的配慮の提供をはじめ、障害者の働きやすい環境を整備すること。また、障害者雇用促進法に基づく「障害者活躍推進計画」の作成にあたって、労働組合および当事者である障害労働者を参画させることに加えて、「障害者雇用推進者」および「障害者職業生活相談員」を選任すること。

- 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令が改正され、2024年4月1日から国及び地方公共団体に係る障害者雇用率が2.6%から3.0%（教育委員会は2.5%から2.9%）に改められました。なお、経過措置として、2026年6月30日までの間、国および地方公共団体に係る障害者雇用率は2.8%（教育委員会は2.7%）とされています。
- また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（促進法）では、募集・採用段階および採用後において、障害のある人に対する合理的配慮を講ずることが義務づけられています。
- 促進法では、地方自治体の任命権者は、障害者の法定雇用率を満たさない場合には「障害者採用計画」を作成することが義務づけられています。また、法定雇用率の算定に際しては、厚生労働省の「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に沿って行う必要があります。
- 総務省の調査によると、自治体内で障害者雇用の取組体制を整備する責任者である「障害者雇用推進者」、職場内で障害者の職業生活全般の相談に乗る「障害者職業生活相談員」については、都道府県および指定都市ではほぼ全ての団体で選任されていますが、市区町村では約2～3割の団体で選任されていません。全自治体での選任が必要です。

#### (失職特例条例の制定)

(12) 地方公務員法第28条に基づく失職の特例を条例に定めること。

- 自治体によっては、故意または重大な過失ではない、公務中または通勤中、交通事故など特例が適用される要件を限定している例がありますが、自治労では下記の通りできる限り要件を限定しない（幅広に読める）条項を盛り込むことをめざしています。職員の失職を防ぐ観点から、改めて、条例の制定状況を点検し、必要に応じて制定・改正に取り組む必要があります。また、禁固刑と懲役刑を一本化して拘禁刑を創設する刑法改正を踏まえた見直しを行うとともに、特例を「公務中の事故」等に限定している自治体についても、下記の条文への修正を求めます。

職員の分限及び懲戒に関する手続並びに効果に関する条例

以下の一文を追加する

第〇条 任命権者は、（地方公務員）法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その刑の執行を猶予せられた者については、情状によりその職を失わないものとすることができる。

#### (損害賠償責任への対応)

(13) 地方公共団体の長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、職員の賠償の上限として総務省が政令で定める額を条例化すること。

- 2017年に成立した改正地方自治法（2020年4月施行）で、地方公共団体の長や職員等の

地方公共団体に対する損害賠償責任について、職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額の上限を定め、それ以上の額を免責することを条例で定めることができます。

総務省の政令によると、職員については、損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度の年間給与額（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当または寒冷地手当を除く）が基準とされています。

## 14. ハラスメントのない職場づくり、快適な職場づくり

- (1) ハラスメントは職員の心身に悪影響を及ぼす可能性があることから、使用者として安全配慮義務を果たすべきであり、雇用管理上講ずべき必要な措置を講じること。
- ① 首長や議員などを含むあらゆるハラスメントの防止にむけ、「条例」や「ガイドライン」、「要綱」を策定し、規則・服務規律等を改正すること。また、管理監督者、労働者の双方に「研修・教育」を実施し、啓発活動を行うなど、総合的な対策を講じること。
- ② ハラスメントに関する相談窓口を設置すること。
- (2) ハラスメント防止のための対応方針を策定する際には、労働組合と協議すること。
- (3) 今後のカスハラ対策の措置義務を見据えた上で、当面はパワハラ防止指針や人事院規則を踏まえ、カスタマーハラスメント対策として、以下の措置を講じること。

### (一部新設)

- ① カスタマーハラスメントの実態を把握すること。
- ② カスタマーハラスメントへの対応方針を策定すること。
- ③ 防止対策の実効性を高めるため、相談窓口の整備や研修を実施すること。
- ④ 長時間の居座り等を防止するため、庁舎管理規則等を整備すること。

- (4) L G B T Q +など性的マイノリティ者が必要とする配慮や環境整備を行うこと。

### ● カスタマーハラスメント対策について

2022年時点で使用者に防止措置等が義務付けられているハラスメントは、セクハラ、マタハラ、ケアハラ、パワハラの4種類です。いわゆるカスタマーハラスメント（以下、カスハラ）については、法律上の措置義務の対象にはなっていませんが、現在、厚生労働省で検討会を設置し、対策の措置義務化が議論されています。人事院通知（2020年4月1日／職職-141）において、使用者の責務としてカスハラに適切に対応するよう求められていることから、国家公務員との権衡を失しないようパワハラと同様の対応を求めていくべきです。

カスタマーハラスメント対策について、自治労本部が作成した「カスタマーハラスメントのない良好な職場をめざして」予防・対応マニュアルを参考に取り組みを進めてください。カスタマーハラスメントに絞って要求する場合には、「カスタマーハラスメント（悪質クレーム等）防止に関する対策指針の策定に関する要求書（モデル）」（下記囲み）を参考に、各自治体に対策を求めます。

### ● ハラスメント対策について

女性活躍推進法等の一部を改正する法律が2019年5月に成立し、ハラスメント対策の強化として法改正（労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法）が行われ、2020年6月（中小企業は2023年4月～）に施行されました。

パワーハラスメントの具体的な定義や、事業主が講じる雇用管理上の措置の具体的な内容については、「パワハラ防止指針」に定められており、指針を踏まえ、事業主は、防止方針の明確化と周知、苦情などに対する相談体制の整備、被害を受けた労働者へのケアや再発防止などの措置を雇用管理上講じなければならないこととされています。しかし、総務省の調査（2021年6月1日時点）によれば県、政令市を除く市区町村のおよそ3割で未措置であることが明らかとなっており、総務省も法律上の義務であることから、速やかな措置を求めています。また、国家公務員のパワハラ防止等については新たに人事院規則10-16として定められ、2020年6月1日より施行されています。地方公務員については労働施策総合推進法およびパワハラ防止指針が適用されますが、国家公務員との権衡を失しないよう人事院規則等も踏まえながらパワーハラスメント防止のための規程等を整備することが必要です。

さらに、ハラスメントの防止対策の強化に関しては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法において、他の労働者に対する言動に注意を払うこと等を関係者の責務とすること、相談窓口の設置、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取り扱いの禁止等が明記されています。

#### ● L G B T Q +とは

L G B T Q +とは、L（レズビアン）、G（ゲイ）、B（バイセクシュアル）、T（トランスジェンダー（性同一性障害を含む心と出生時の性別が一致しない人））、Q（クエスチョニング：自分の性自認や性的指向を決めない方が生きやすい、決めかねている、わからない人。クイア：風変わりな・奇妙なという英語圏の表現で侮蔑的にゲイを表現する言葉だったが、現在では、セクシュアルマイノリティが中心となって、あえて開き直って自身をさす言葉として使われている、この2つの頭文字。）の頭文字をとったもので、+は、L G B T Qに含まれないすべての性自認、性的指向を包括する意味で使用します。誰もが働きやすい職場環境の実現にむけて、ハラスメントを一掃し、性差別禁止の取り組みとともに、L G B T Q +に対する配慮や環境整備を進める必要があります。

2024年●月

●●市  
市長 ●●様

●●市役所労働組合  
執行委員長 ●● ●●

#### カスタマーハラスメント（悪質クレーム等）防止に関する対策指針の策定に関する要求書

日頃の市政運営に敬意を表します。

さて、自治労本部では2021年8月に「職場における迷惑行為、悪質クレームに関する調査」結果を公表し、約4分の3の職員がカスタマーハラスメントの被害を受けている実態が明らかになりました。カスハラを受けた職員の3分の2が強いストレスを受けていることから、職員の健康を守るためにも対策が求められています。

地方公務員にも適用される厚生労働省の「パワハラ防止指針」で、「顧客等からの著しい迷惑行為により就業環境が害されることがないよう配慮する」ことが求められています。人事院も2020年4月に、人事院規則10-16（パワハラ防止）を制定し、同規則の運用通知で、悪質クレームへの対応を求めており、総務省としても、この人事院規則・通知に沿った対応を各自治体に求めています。

このため、○市においても、カスタマーハラスメント（悪質クレーム）から職員を守り、快適な職場環境を実現するため、下記の事項の実現を求めます。

## 記

1. カスタマーハラスメント（悪質クレーム）は職員の心身に悪影響を及ぼす可能性があることから、使用者として安全配慮義務を果たすべきであり、必要な対策を講ずること。

2. カスタマーハラスメント防止のための対応方針を策定する際には、労働組合と協議すること。

3. 対応方針等を作成する際には、次の事項について具体化すること。

(1) 方針の作成と周知

- ① 市長がカスハラをなくす旨の方針を明確化して、周知・啓発すること。
- ② 行為者に対して厳正に対処する旨の方針と対処の内容を定め、周知・啓発すること。
- ③ 自治体出資団体や指定管理、委託先職場でもカスタマーハラスメントが発生する可能性が高いことから、自治体関連職場を含めて具体的措置を取ること。

(2) 相談体制の整備

- ① 不当要求行為やカスタマーハラスメントに関する相談および対応を担当する対策委員会もしくは担当部署を設置すること。
- ② 相談への対応のための窓口を設置して職員に周知すること。

(3) 支援体制の確立

- ① 各職場での実態調査を実施し、職場ごとに過去の問題事例を把握して、予防措置を具体化すること。
- ② 管理職や職員を対象にした研修や防止のためのトレーニングを実施すること。
- ③ カスタマーハラスメント発生時を含めた所属長やライン職によるサポート体制を確立すること。
- ④ 対応職員を孤立化させないため、職員への支援体制を構築すること。とりわけ、若手職員、女性職員、会計年度任用職員などへの支援を重視すること。

(4) 職員へのケア

- ① カスタマーハラスメントにあった職員のストレス対応やカウンセリングの実施など、事後のケアについて具体化すること。
- ② 職員がカスタマーハラスメントについて相談したこと、支援を求めたこと等を理由として不利益な取り扱いをしないこと。

(5) 外部機関との連携

- ① 警察への通報など、法的措置を含めた対応手順に関する対処方針を策定すること。

以上

(5) 安全衛生委員会を月1回以上開催し、快適な職場環境の実現と健康診断の徹底をはかること。

(6) ストレスチェックは、すべての事業場において実施し、高ストレス者への対応をはかること。あわせて職場ごとに集計・分析を行い、職場におけるストレス要因の評価と改善をはかること。

また、メンタルヘルス不調の早期発見や未然防止にとどまらず、各種相談窓口の充実や職場復帰支援プログラム、過重労働対策やハラスメント対策など、総合的なメンタルヘルス対策を講じること。

- ストレスチェックの実施にあたっては、常時使用する労働者が50人未満の事業場については当分の間努力義務とされていますが、総務省通知において事業場の規模にかかわらず、メンタルヘルス不調で治療中のため受検の負担が大きいなどの特別な理由がない限り、すべての職員にストレスチェックを実施することとしており、地方財政措置も行われています。

## 15. 公共サービスの質の確保

- (1) 人件費にかかる必要な財源を確保すること。とくに会計年度任用職員の遡及改定のための財源を確保すること。
- (2) 子育て・介護・医療などの社会保障分野、ライフラインや地域交通対策、大規模災害等からの復旧・復興など、増大する地方自治体の役割に見合う人員体制を確保するため、年度途中の採用および採用時期の前倒しなども含めた必要な対応をはかること。また、そのための予算を的確に反映すること。
- (3) 地方一般財源総額を確実に確保することなど、地方交付税法第17条の4を活用した総務大臣への意見の申出を行うこと。また、地方三団体などを通じ、政府に要求すること。
- (4) 頻発する災害や感染症対策さらには、高度化・多様化する地域ニーズに的確に対応するため人材の確保と育成を重視し対応をはかるとともに、ノウハウの蓄積・継承など、対人サービスを中心とする地方自治体が果たす役割の重要性を踏まえ、民間委託のさらなる拡大を行わないこと。

委託に関する何らかの検討を行う場合でも、必ず事前に組合との協議を行うこと。

- (5) 偽装請負を行わないこと。
- (6) 任用・雇用については直接雇用を原則とし、派遣労働者の受け入れについては、事前協議を前提とすること。
- (7) 災害時の業務の体制、取引先・委託先などとの連携のあり方などについて、組合と交渉・合意の上ルール化すること。
- (8) 公共サービス水準の向上と公正労働基準の確立をはかるため、委託費の積算根拠の明確化、委託料の引き上げなどの予算を確保すること。
- (9) 公契約条例を制定すること。



# じちろう ネット

自治労情報にいつでもアクセス可能！

自治労 HP  
フェイスブック  
ツイッターも  
継々更新中！

じちろうネット  
の紹介動画は  
コチラ↓



お申し込みは県本部まで！



立憲民主党  
参議院議員(自治労組織内議員)

# 岸まきこ

自治労の政策要求を  
実現しよう！

声を力に、  
一步前へ

岸まきこ(岸真紀子)プロフィール  
1976年北海道岩見沢市(旧栗沢町)生まれ。94年  
旧栗沢町役場入職(現岩見沢市)。2013年から自治  
労中央執行委員。19年第25回参院選(全国比例区)  
で初当選。現職に至る。

自治労は、  
第27回参議院選挙の  
全国比例区に  
「岸まきこ」現参議院議員の  
擁立を決定しました。

岸まきこ 公式サイト  
[kishimakiko.com/](http://kishimakiko.com/)

岸まきこ 検索

